

○信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年三月二十七日金融庁告示第二十一号）【信用金庫告示】

改正案	現行
目次 第一章～第十章（略） 第十一章 雑則（第三百二十一条） 附則 （定義） 第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一～七（略） 八 株式等エクスポージャー 次に掲げるものをいう。 イ 株式又は次に掲げるすべての性質を有するもの (1)・(2)（略） (3) 発行体に対する残余財産分配請求権又は剰余金配当請求権を付与するものであること。 ロ・ハ（略） 九～四十七（略） 四十八 ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け 事業用不動産向け貸付けのうち、次のいずれかに該当するものをいう。 イ・ロ（略） ハ 外国の銀行監督においてボラティリティの高い事業用不動産	目次 第一章～第十章（略） （新設） 附則 （定義） 第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一～七（略） 八 株式等エクスポージャー 次に掲げるものをいう。 イ 株式又は次に掲げるすべての性質を有するもの (1)・(2)（略） (3) 発行体に対する残余財産分配請求権又は利益配当請求権を付与するものであること。 ロ・ハ（略） 九～四十七（略） 四十八 ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付け 事業用不動産向け貸付けのうち、次のいずれかに該当するものをいう。 イ・ロ（略） ハ 外国の銀行監督においてボラティリティの高い事業用不動産

向け貸付けとして扱われている当該外国に所在する事業用不動産向けの信用供与

四十九～五十三 (略)

五十四 適格その他資産担保 一定の要件を満たす適格船舶担保、適格航空機担保、適格ゴルフ会員権担保及び適格動産担保を総称していう。

五十五・五十六 (略)

五十七 購入事業法人等向けエクスポージャー 内部格付手法採用金庫又は当該内部格付手法採用金庫の連結子法人等(信用金庫又は信用金庫連合会の子法人等(信用金庫法施行令(昭和四十三年政令第四百二十二号。以下「令」という。)第十一条の二第二項に規定する子法人等をいう。以下同じ。))であつて連結の範囲に含まれるものをいう。以下同じ。))が第三者から譲り受けた事業法人等向けエクスポージャーをいう。

五十八～六十一 (略)

六十二 購入リテール向けエクスポージャー 内部格付手法採用金庫又は当該内部格付手法採用金庫の連結子法人等が第三者から譲り受けたリテール向けエクスポージャーをいう。

六十三～七十一 (略)

七十二 適格流動性補完 証券化目的導管体が裏付資産に係るキャッシュ・フローを受け取るタイミングと証券化エクスポージャー

向け貸付けとして扱われている当該外国に所在する事業用不動産向けの信用供与

四十九～五十三 (略)

五十四 適格その他資産担保 一定の要件を満たす適格船舶担保、適格航空機担保及び適格ゴルフ会員権担保を総称していう。

五十五・五十六 (略)

五十七 購入事業法人等向けエクスポージャー 内部格付手法採用金庫又は当該内部格付手法採用金庫の連結子法人が第三者から譲り受けた事業法人等向けエクスポージャーをいう。

五十八～六十一 (略)

六十二 購入リテール向けエクスポージャー 内部格付手法採用金庫又は当該内部格付手法採用金庫の連結子法人等(信用金庫又は信用金庫連合会の子法人等(信用金庫法施行令(昭和四十三年政令第四百二十二号。以下「令」という。)第十一条の二第二項に規定する子法人等をいう。以下同じ。))であつて連結の範囲に含まれるものをいう。以下同じ。))が第三者から譲り受けたリテール向けエクスポージャーをいう。

六十三～七十一 (略)

七十二 適格流動性補完 証券化目的導管体が裏付資産に係るキャッシュ・フローを受け取るタイミングと証券化エクスポージャー

の元利払いのタイミングのミスマッチその他これに類する事由により裏付資産に係るキャッシュ・フローが証券化エクスポージャーの元利払いに不足する事態に対応するための信用供与（コミットメント（スタンドバイ契約、クレジットライン等をいう。以下同じ。）及び債権買取契約を含む。）であつて、かつ、次に掲げる性質をすべて満たすものをいう。

イット （略）

七十三～七十九 （略）

（連結の範囲）

第三条 （略）

2 前項の規定にかかわらず、信用金庫連合会が法第五十四条の二十三第一項第四号、第四号の二又は第八号に掲げる会社（以下「保険会社等」という。）を子法人等（令第十一条の二第二項に規定する子法人等をいう。以下同じ。）としている場合における当該子法人等（第六条第一項、第二十条第二項及び第二十五条第一項において「保険子法人等」という。）については、連結の範囲に含めないものとする。

（基本的項目）

第四条 第二条の算式において基本的項目の額は、会員勘定（非累積的永久優先出資及び非累積的永久優先株を含み、外部流出予定額（剰余金の配当の予定額をいう。以下同じ。）並びに次条第一項第三号及び第五号に掲げるものを除く。）、その他有価証券評価差損（連結財務諸表規則第四十三条の二第一号に規定するその他有価証券評価差額金が負の値である場合の当該その他有価証券評価差額金をいう。

の元利払いのタイミングのミスマッチその他これに類する事由により裏付資産に係るキャッシュ・フローが証券化エクスポージャーの元利払いに不足する事態に対応するための信用供与（融資枠契約及び債権買取契約を含む。）であつて、かつ、次に掲げる性質をすべて満たすものをいう。

イット （略）

七十三～七十九 （略）

（連結の範囲）

第三条 （略）

2 前項の規定にかかわらず、信用金庫連合会が法第五十四条の十七第一項第四号又は第八号に掲げる会社（以下「保険会社等」という。）を子法人等（令第十一条の二第二項に規定する子法人等をいう。以下同じ。）としている場合における当該子法人等（第六条第一項、第二十条第二項及び第二十五条第一項において「保険子法人等」という。）については、連結の範囲に含めないものとする。

（基本的項目）

第四条 第二条の算式において基本的項目の額は、会員勘定（非累積的永久優先出資及び非累積的永久優先株を含み、再評価差額金（土地の再評価に関する法律（平成十年法律第三十四号）第七条第二項に規定する再評価差額金をいう。以下同じ。）、その他有価証券評価差益（連結財務諸表規則第四十二条第四項に規定する資本の部に計上されるその他有価証券の評価差額が正の値である場合の当該評価

ただし、繰延ヘッジ会計（時価評価されているヘッジ手段に係る損益又は評価差額をヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部に繰り延べる方法をいう。以下同じ。）を適用する場合にあつては、同号に規定するその他有価証券評価差額金及び繰延ヘッジ損益（同条第二号に規定する繰延ヘッジ損益をいい、時価評価されているその他有価証券をヘッジ対象とするヘッジ手段に係る損益に限る。以下同じ。）の合計額が負の値であるときにおける当該合計額をいうものとする。第二十二条において同じ。）、為替換算調整勘定、新株予約権及び連結子法人等の少数株主持分（当該連結子法人等が株主資本に計上している次条第一項第三号及び第五号に掲げるものの額に相当する額を除く。）の合計額から次の各号に掲げる額を控除したものと

一 のれんに相当する額（正の値である場合に限る。以下同じ。）

二 営業権（のれんを除く。以下同じ。）に相当する額

三 企業結合又は子会社株式の追加取得により計上される無形固定資産（のれんを除く。第八条、第二十二条及び第二十七条において同じ。）に相当する額（企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額又は子会社株式の追加取得に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額に限る。第八条、第二十二条及び第二十七条において同じ。）

四・五 （略）

2 （略）

（補完的項目）

差額をいう。この章及び第四章において同じ。）並びに次条第一項第三号及び第五号に掲げるものを除く。）及び連結子法人等の少数株主持分に相当する額（当該連結子法人等が資本勘定に計上している次条第一項第三号及び第五号に掲げるものの額に相当する額を除く。）の合計額から次の各号に掲げる額を控除したものと

一 役員賞与の予定額の合計額をいう。以下同じ。）を控除した額とする。

二 連結調整勘定に相当する額（正の値である場合に限る。）

三 企業結合により計上される無形固定資産（前二号に該当するものを除く。第八条、第二十二条及び第二十七条において同じ。）に相当する額（当該企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額を含む。以下同じ。）

四・五 （略）

2 （略）

（補完的項目）

第五条 第二条の算式において補完的項目の額は、次の各号に掲げるものの合計額のうち、基本的項目の額（前条に定める基本的項目の額をいう。以下この章において同じ。）を超えない額に相当する額とする。ただし、第二号イに掲げる一般貸倒引当金については、第二条の算式の分母（内部格付手法採用金庫にあつては、第百五十条第二号に掲げる額及びオペレーショナル・リスク相当額の合計額を四パーセントで除して得た額の合計額）の〇・六二五パーセントを限度として算入することができるものとし、第二号ロに掲げる額については、第百五十条第一号に定める額の〇・三パーセントを限度として算入することができるものとし、第四号及び第五号に掲げる期限付劣後債務並びに期限付優先出資及び期限付優先株（残存期間が五年以内になつたものにあつては、毎年、連結貸借対照表計上額に残存年数（一年未満の端数がある場合は、これを切り上げた年数）から一を減じた数を乗じ、その額を五で除して得た額とする。）については、基本的項目の額の五十パーセントを限度として算入することができるものとする。 一 五 （略） 2・3 （略） （信用リスク・アセットの額の合計額） 第八条 （略） 2 信用金庫又は信用金庫連合会は、のれんに相当する額、営業権に相当する額、企業結合又は子会社株式の追加取得により計上される無形固定資産に相当する額、個別貸倒引当金（内部格付手法採用金庫にあつては、その他資産（第百七十八条第二項に規定する資産を	第五条 第二条の算式において補完的項目の額は、次の各号に掲げるものの合計額のうち、基本的項目の額（前条に定める基本的項目の額をいう。以下この章において同じ。）を超えない額に相当する額とする。ただし、第二号イに掲げる一般貸倒引当金については、第二条の算式の分母（内部格付手法採用金庫にあつては、第百五十条第二号に掲げる額及びオペレーショナル・リスク相当額の合計額を四パーセントで除して得た額の合計額）の〇・六二五パーセントを限度として算入することができるものとし、第二号ロに掲げる額については、第百五十条第一号に定める額の〇・三パーセントを限度として算入することができるものとし、第四号及び第五号に掲げる期限付劣後債務並びに期限付優先出資及び期限付優先株（残存期間が五年以内になつたものにあつては、毎年、残存期間が五年になつた時点における帳簿価額の二十パーセントに相当する額を累積的に減価するものとする。）については、基本的項目の額の五十パーセントを限度として算入することができるものとする。 一 五 （略） 2・3 （略） （信用リスク・アセットの額の合計額） 第八条 （略） 2 信用金庫又は信用金庫連合会は、営業権、連結調整勘定、企業結合により計上される無形固定資産、個別貸倒引当金（内部格付手法採用金庫にあつては、その他資産（第百七十八条第二項に規定する資産をいう。以下同じ。）に対して計上されているものに限る。）に
---	---

いう。以下同じ。）に対して計上されているものに限る。）に相当する額、債務保証見返勘定に相当する額、派生商品取引に係る資産に相当する額、その他有価証券について連結貸借対照表計上額から帳簿価額を控除した額が正の値である場合の当該控除した額、有価証券、コモディティ又は外国通貨（以下「有価証券等」という。）及びその対価の受渡し又は決済を行う取引に係る未収金に相当する額及び第六条第一項に定める控除項目の額については信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

3
(略)

(基本的項目)

第十三条 第十一条の算式において基本的項目の額は、会員勘定（非累積的永久優先出資を含み、外部流出予定額並びに次条第一項第三号及び第五号に掲げるものを除く。）及びその他有価証券評価差損（財務諸表等規則第六十七条第一号に規定するその他有価証券評価差額金が負の値である場合の当該その他有価証券評価差額金をいう。ただし、繰延ヘッジ会計を適用する場合にあっては、同号に規定するその他有価証券評価差額金及び繰延ヘッジ損益の合計額が負の値であるときにおける当該合計額をいうものとする。第三十四条において同じ。）の合計額から次の各号に掲げる額を控除したものである。

- 一 のれんに相当する額
- 二 営業権に相当する額
- 三 企業結合により計上される無形固定資産（のれんを除く。第十条、第三十四条及び第三十八条において同じ。）に相当する額

相当する額、債務保証見返勘定、派生商品取引に係る資産、その他有価証券について連結貸借対照表計上額から帳簿価額を控除した額が正の値である場合の当該控除した額、有価証券、コモディティ又は外国通貨及びその対価の受渡し又は決済を行う取引に係る未収金及び第六条第一項に定める控除項目の額については信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

3
(略)

(基本的項目)

第十三条 第十一条の算式において基本的項目の額は、会員勘定（非累積的永久優先出資を含み、再評価差額金、その他有価証券評価差益（財務諸表等規則第六十八条の二の二に規定する資本の部に計上されるその他の有価証券の評価差額が正の値である場合の当該評価差額をいう。以下この章及び第五章において同じ。）並びに次条第一項第三号及び第五号に掲げるものを除く。）から次の各号に掲げる額を控除したものである。ただし、会員勘定のうち当期純利益は、外部流出予定額を控除した額とする。

- 一 営業権に相当する額
(新設)
- 二 企業結合により計上される無形固定資産（前号に該当するものを除く。第十六条、第三十四条及び第三十八条において同じ。）

（企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額に限る。第十六条、第三十四条及び第三十八条において同じ。）

四 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額

五 内部格付手法採用金庫において、事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額が適格引当金の合計額を上回る場合における当該上回る額の五十パーセントに相当する額

2
（略）

（補完的項目）

第十四条 第十一条の算式において補完的項目の額は、次の各号に掲げるものの合計額のうち、基本的項目の額（前条に定める基本的項目の額をいう。以下この章において同じ。）を超えない額に相当する額とする。ただし、第二号イに掲げる一般貸倒引当金については、第十一条の算式の分母（内部格付手法採用金庫にあつては、第五十条第二号に掲げる額及びオペレーショナル・リスク相当額の合計額を四パーセントで除して得た額の合計額）の〇・六二五パーセントを限度として算入することができるものとし、第二号ロに掲げる額については、第五十条第一号に定める額の〇・三パーセントを限度として算入することができるものとし、第四号及び第五号に掲げる期限付劣後債務及び期限付優先出資（残存期間が五年以内になつたものにあつては、毎年、貸借対照表計上額に残存年数（一年未満の端数がある場合は、これを切り上げた年数）から一を減じた数乗じ、その額を五で除して得た額とする。）については、基本的項

に相当する額

三 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額

四 内部格付手法採用金庫において、事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額が適格引当金の合計額を上回る場合における当該上回る額の五十パーセントに相当する額

2
（略）

（補完的項目）

第十四条 第十一条の算式において補完的項目の額は、次の各号に掲げるものの合計額のうち、基本的項目の額（前条に定める基本的項目の額をいう。以下この章において同じ。）を超えない額に相当する額とする。ただし、第二号イに掲げる一般貸倒引当金については、第十一条の算式の分母（内部格付手法採用金庫にあつては、第五十条第二号に掲げる額及びオペレーショナル・リスク相当額の合計額を四パーセントで除して得た額の合計額）の〇・六二五パーセントを限度として算入することができるものとし、第二号ロに掲げる額については、第五十条第一号に定める額の〇・三パーセントを限度として算入することができるものとし、第四号及び第五号に掲げる期限付劣後債務及び期限付優先出資（残存期間が五年以内になつたものにあつては、毎年、残存期間が五年になつた時点における帳簿価額の二十パーセントに相当する額を累積的に減価するものとする。）については、基本的項目の額の五十パーセントを限度として

目の額の五十パーセントを限度として算入することができるものとする。	算入することができるものとする。
一〇五 (略)	一〇五 (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
(信用リスク・アセットの額の合計額)	(信用リスク・アセットの額の合計額)
第十六条 (略)	第十六条 (略)
2 信用金庫又は信用金庫連合会は、のれんに相当する額、営業権に相当する額、企業結合により計上される無形固定資産に相当する額、個別貸倒引当金（内部格付手法採用金庫にあつては、その他資産に対して計上されているものに限る。）に相当する額、債務保証見返勘定に相当する額、派生商品取引に係る資産に相当する額、その他有価証券について貸借対照表計上額から帳簿価額を控除した額が正の値である場合の当該控除した額、有価証券等及びその対価の受渡し又は決済を行う取引に係る未収金に相当する額及び前条第一項に定める控除項目の額については信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。	2 信用金庫又は信用金庫連合会は、営業権、企業結合により計上される無形固定資産、個別貸倒引当金（内部格付手法採用金庫にあつては、その他資産に対して計上されているものに限る。）に相当する額、債務保証見返勘定、派生商品取引に係る資産、その他有価証券について貸借対照表計上額から帳簿価額を控除した額が正の値である場合の当該控除した額、有価証券、コモディティ又は外国通貨及びその対価の受渡し又は決済を行う取引に係る未収金及び前条第一項に定める控除項目の額については信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。
3 (略)	3 (略)
(基本的項目) 第二十二条 第十九条の算式において基本的項目の額は、会員勘定（非累積的永久優先出資及び非累積的永久優先株を含み、外部流出予定額並びに次条第一項第四号及び第六号に掲げるものを除く。）、その他有価証券評価差損、為替換算調整勘定、新株予約権及び連結子法人等の少数株主持分（当該連結子法人等が株主資本に計上している	(基本的項目) 第二十二条 第十九条の算式において基本的項目の額は、会員勘定（非累積的永久優先出資及び非累積的永久優先株を含み、再評価差額金、その他有価証券評価差益並びに次条第一項第四号及び第六号に掲げるものを除く。）及び連結子法人等の少数株主持分に相当する額（当該連結子法人等が資本勘定に計上している次条第一項第四号及び第

次条第一項第四号及び第六号に掲げるものを除く。）の合計額から次の各号に掲げる額の合計額を控除したものとす。

一 のれんに相当する額

二 営業権に相当する額

三 企業結合又は子会社株式の追加取得により計上される無形固定資産に相当する額

四・五 (略)

2～5 (略)

(補完的項目)

第二十三条 第十九条の算式において補完的項目の額は、次の各号に掲げるものの合計額のうち、基本的項目の額（前条に定める基本的項目の額をいう。以下この章において同じ。）から次条に定める準補完的項目の額を控除した額を超えない額（第十九条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合には、基本的項目の額を超えない額）に相当する額とする。ただし、第三号イに掲げる一般貸倒引当金については、第十九条の算式のみ母（内部格付手法採用金庫にあつては、第百五十条第二号に掲げる額、マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額及びオペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額の合計額）の一・二五パーセントを限度として算入することができるものとし、第三号ロに掲げる額については、第百五十条第一号に定める額の〇・六パーセントを限度として算入することができるものとし、第五号及び第六号に掲げる期限付劣後債務並びに期限付優先

六号に掲げるものを除く。）の合計額から次の各号に掲げる額の合計額を控除したものとす。ただし、会員勘定のうち当期純利益は、外部流出予定額を控除した額とする。

一 営業権に相当する額

二 連結調整勘定に相当する額（正の値である場合に限る。）

三 企業結合により計上される無形固定資産に相当する額

四・五 (略)

2～5 (略)

(補完的項目)

第二十三条 第十九条の算式において補完的項目の額は、次の各号に掲げるものの合計額のうち、基本的項目の額（前条に定める基本的項目の額をいう。以下この章において同じ。）から次条に定める準補完的項目の額を控除した額を超えない額（第十九条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合には、基本的項目の額を超えない額）に相当する額とする。ただし、第三号イに掲げる一般貸倒引当金については、第十九条の算式のみ母（内部格付手法採用金庫にあつては、第百五十条第二号に掲げる額、マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額及びオペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額の合計額）の一・二五パーセントを限度として算入することができるものとし、第三号ロに掲げる額については、第百五十条第一号に定める額の〇・六パーセントを限度として算入することができるものとし、第五号及び第六号に掲げる期限付劣後債務並びに期限付優先

出資及び期限付優先株（残存期間が五年以内になったものにあつては、毎年、連結貸借対照表計上額に残存年数（一年未満の端数がある場合は、これを切り上げた年数）から一を減じた数を乗じ、その額を五で除して得た額とする。）については、基本的項目の額の五十パーセントを限度として算入することができるものとする。

一 その他有価証券（第二十五条第一項第一号に規定する意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段に該当するものを除く。）について連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額が正の値である場合の当該控除した額（ただし、繰延ヘッジ会計を適用する場合にあつては、連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額及び繰延ヘッジ損益の合計額が正の値であるときにおける当該合計額とする。）の四十五パーセントに相当する額

二〇六（略）

2・3（略）

（準補完的項目）

第二十四条 第十九条の算式において準補完的項目の額は、基本的項目の額が同条の算式における信用リスク・アセットの額の合計額及びオペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額の合計額の四パーセントに相当する額を上回る場合においては、次の各号に掲げる性質のすべてを有する劣後債務（以下この章及び第五章において「短期劣後債務」という。）の合計額のうち、当該上回る額の二百五十パーセントに相当する額、第二十八条に定めるマーケット・リスク相当額の合計額の七分の五に相当する額及

出資及び期限付優先株（残存期間が五年以内になったものにあつては、毎年、残存期間が五年になった時点における帳簿価額の二十パーセントに相当する額を累積的に減価するものとする。）については、基本的項目の額の五十パーセントを限度として算入することができるものとする。

一 その他有価証券（第二十五条第一項第一号に規定する意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段に該当するものを除く。）について連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額が正の値である場合の当該控除した額の四十五パーセントに相当する額

二〇六（略）

2・3（略）

（準補完的項目）

第二十四条 第十九条の算式において準補完的項目の額は、基本的項目の額が同条の算式における信用リスク・アセットの額の合計額の四パーセントに相当する額を上回る場合においては、次の各号に掲げる性質のすべてを有する劣後債務（以下この章及び第五章において「短期劣後債務」という。）の合計額のうち、当該上回る額の二百五十パーセントに相当する額、第二十八条に定めるマーケット・リスク相当額の合計額の七分の五に相当する額及び基本的項目の額のうち最も小さい額を超えない額に相当する額とし、基本的項目の額

び基本的項目の額のうち最も小さい額を超えない額に相当する額とし、基本的項目の額が第十九条の信用リスク・アセットの額の合計額の四パーセントに相当する額以下である場合においては、算入しないものとする。 一～四 (略)	が第十九条の信用リスク・アセットの額の合計額の四パーセントに相当する額以下である場合においては、算入しないものとする。 一～四 (略)
(信用リスク・アセットの額の合計額) 第二十七条 (略) 2 信用金庫連合会は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定めるものについては信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。 一 第十九条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合 <u>のれんに相当する額、営業権に相当する額、企業結合又は子会社株式の追加取得により計上される無形固定資産に相当する額、個別貸倒引当金（内部格付手法採用金庫にあつては、その他資産に対して計上されているものに限る。）に相当する額、特定海外債権引当勘定に相当する額、債務保証見返勘定に相当する額、派生商品取引に係る資産に相当する額、有価証券等及びその対価の受渡し又は決済を行う取引に係る未収金に相当する額</u>及び第二十五条第一項に定める控除項目の額 二・三 (略) 3 (略)	(信用リスク・アセットの額の合計額) 第二十七条 (略) 2 信用金庫連合会は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定めるものについては信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。 一 第十九条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合 <u>営業権、連結調整勘定、企業結合により計上される無形固定資産、個別貸倒引当金（内部格付手法採用金庫にあつては、その他資産に対して計上されているものに限る。）に相当する額、特定海外債権引当勘定に相当する額、債務保証見返勘定、派生商品取引に係る資産、有価証券、コモディティ又は外国通貨及びその対価の受渡し又は決済を行う取引に係る未収金及び第二十五条第一項に定める控除項目の額</u> 二・三 (略) 3 (略)
(基本的項目) 第三十四条 第三十一条の算式において基本的項目の額は、会員勘定	(基本的項目) 第三十四条 第三十一条の算式において基本的項目の額は、会員勘定

(非累積的永久優先出資を含み、外部流出予定額並びに次条第一項第四号及び第六号に掲げるものを除く。)及びその他有価証券評価差損の合計額から次の各号に掲げる額の合計額を控除したものとす

(非累積的永久優先出資を含み、再評価差額金、その他有価証券評価差益並びに次条第一項第四号及び第六号に掲げるものを除く。)から次の各号に掲げる額の合計額を控除したものとす。ただし、会員勘定のうち当期純利益は、外部流出予定額を控除した額とする。

一 のれんに相当する額

一 営業権に相当する額

二 営業権に相当する額

(新設)

三 企業結合により計上される無形固定資産に相当する額

二 企業結合により計上される無形固定資産に相当する額

四 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額

三 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額

五 内部格付手法採用金庫において、事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額が適格引当金の合計額を上回る場合における当該上回る額の五十パーセントに相当する額

四 内部格付手法採用金庫において、事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額が適格引当金の合計額を上回る場合における当該上回る額の五十パーセントに相当する額

2ゝ6 (略)

2ゝ6 (略)

(補完的項目)

(補完的項目)

第三十五条 第三十一条の算式において補完的項目の額は、次の各号に掲げるものの合計額のうち、基本的項目の額(前条に定める基本的項目の額をいう。以下この章において同じ。)から次条に定める準補完的項目の額を控除した額を超えない額(第三十一条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合には、基本的項目の額を超えない額)に相当する額とする。ただし、第三号イに掲げる一般貸倒引当金については、第三十一条の算式の分母(内部格付手法採用金庫にあつては、第百五十条第二号に掲げる額、マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額及びオペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得

第三十五条 第三十一条の算式において補完的項目の額は、次の各号に掲げるものの合計額のうち、基本的項目の額(前条に定める基本的項目の額をいう。以下この章において同じ。)から次条に定める準補完的項目の額を控除した額を超えない額(第三十一条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合には、基本的項目の額を超えない額)に相当する額とする。ただし、第三号イに掲げる一般貸倒引当金については、第三十一条の算式の分母(内部格付手法採用金庫にあつては、第百五十条第二号に掲げる額、マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額及びオペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得

た額の合計額)の一・二五パーセントを限度として算入することができるものとし、第三号ロに掲げる額については、第五百五十条第一号に定める額の〇・六パーセントを限度として算入することができるものとし、第五号及び第六号に掲げる期限付劣後債務及び期限付優先出資(残存期間が五年以内になったものにあつては、毎年、貸借対照表計上額に残存年数(一年未満の端数がある場合は、これを切り上げた年数)から一を減じた数を乗じ、その額を五で除して得た額とする。)については、基本的項目の額の五十パーセントを限度として算入することができるものとする。

一 その他有価証券(第三十七条第一項第一号に規定する意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段に該当するものを除く。)について貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額が正の値である場合の当該控除した額(ただし、繰延ヘッジ会計を適用する場合にあつては、貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額及び繰延ヘッジ損益の合計額が正の値であるときにおける当該合計額とする。)の四十五パーセントに相当する額

二〇六 (略)

二〇三 (略)

(準補完的項目)

第三十六条 第三十一条の算式において準補完的項目の額は、基本的項目の額が同条の算式における信用リスク・アセットの額の合計額及びオペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額の合計額(四パーセントに相当する額を上回る場合にお

た額の合計額)の一・二五パーセントを限度として算入することができるものとし、第三号ロに掲げる額については、第五百五十条第一号に定める額の〇・六パーセントを限度として算入することができるものとし、第五号及び第六号に掲げる期限付劣後債務及び期限付優先出資(残存期間が五年以内になったものにあつては、毎年、残存期間が五年になった時点における帳簿価額の二十パーセントに相当する額を累積的に減価するものとする。)については、基本的項目の額の五十パーセントを限度として算入することができるものとする。

一 その他有価証券(第三十七条第一項第一号に規定する意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段に該当するものを除く。)について貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額が正の値である場合の当該控除した額の四十五パーセントに相当する額

二〇六 (略)

二〇三 (略)

(準補完的項目)

第三十六条 第三十一条の算式において準補完的項目の額は、基本的項目の額が同条の算式における信用リスク・アセットの額の合計額の四パーセントに相当する額を上回る場合においては、短期劣後債務の合計額のうち、当該上回る額の二百五十パーセントに相当する

いては、短期劣後債務の合計額のうち、当該上回る額の二百五十パーセントに相当する額、第三十九条に定めるマーケット・リスク相当額の合計額の七分の五に相当する額及び基本的項目の額のうち最も小さい額を超えない額に相当する額とし、基本的項目の額が第三十一条の信用リスク・アセットの額の合計額の四パーセントに相当する額以下である場合においては、算入しないものとする。

(信用リスク・アセットの額の合計額)

第三十八条 (略)

2 信用金庫連合会は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定めるものについては信用リスク・アセットの額を算出することをする要しない。

一 第三十一条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合 のれんに相当する額、営業権に相当する額、企業結合により計上される無形固定資産に相当する額、個別貸倒引当金(内部格付手法採用金庫にあつては、その他資産に対して計上されているものに限る。)に相当する額、特定海外債権引当勘定に相当する額、債務保証見返勘定に相当する額、派生商品取引に係る資産に相当する額、有価証券等及びその対価の受渡し又は決済を行う取引に係る未収金に相当する額及び前条第一項に定める控除項目の額

3 (略) 二〇四 (略)

(証券会社向けエクスポージャー)

額、第三十九条に定めるマーケット・リスク相当額の合計額の七分の五に相当する額及び基本的項目の額のうち最も小さい額を超えない額に相当する額とし、基本的項目の額が第三十一条の信用リスク・アセットの額の合計額の四パーセントに相当する額以下である場合においては、算入しないものとする。

(信用リスク・アセットの額の合計額)

第三十八条 (略)

2 信用金庫連合会は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定めるものについては信用リスク・アセットの額を算出することをする要しない。

一 第三十一条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合 営業権、企業結合により計上される無形固定資産、個別貸倒引当金(内部格付手法採用金庫にあつては、その他資産に対して計上されているものに限る。)に相当する額、特定海外債権引当勘定に相当する額、債務保証見返勘定、派生商品取引に係る資産、有価証券、コモディティ又は外国通貨及びその対価の受渡し又は決済を行う取引に係る未収金及び前条第一項に定める控除項目の額

3 (略) 二〇四 (略)

(証券会社向けエクスポージャー)

第五十八条 証券会社向けエクスポージャーのリスク・ウェイトは、当該証券会社がバーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準又はこれと類似の基準（証券会社の自己資本規制に関する内閣府令（平成十三年内閣府令第二十三号）を含む。）の適用を受ける場合
に限り、前条の規定に従うものとする。証券持株会社についても、同様とする。

（中小企業等向けエクスポージャー及び個人向けエクスポージャーに係る特例）

第六十二条 （略）

2 （略）

3 第一項の「中小企業等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の法人及び常時使用する従業員の数が三百人以下の法人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の法人及び常時使用する従業員の数が百人以下の法人であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の法人及び常時使用する従業員の数が百人以下の法人であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の法人及び常時使用する従業員の数が五十人以下の法人であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

第五十八条 証券会社向けエクスポージャーのリスク・ウェイトは、当該証券会社がバーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準又はこれと類似の基準（証券会社の自己資本規制に関する内閣府令（平成十三年内閣府令第二十三号）を含む。）の適用を受ける場合
に限り、前条の規定に従うものとする。証券持株会社についても、同様とする。

（中小企業等向けエクスポージャー及び個人向けエクスポージャーに係る特例）

第六十二条 （略）

2 （略）

3 第一項の「中小企業等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の法人及び常時使用する従業員の数が三百人以下の法人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の法人及び常時使用する従業員の数が百人以下の法人であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の法人及び常時使用する従業員の数が百人以下の法人であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の法人及び常時使用する従業員の数が五十人以下の法人であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

(延滞エクスポージャー)

第六十五条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、三月以上延滞エクスポージャー及び第五十条から前条まで(第六十三条を除く。)の規定に従いリスク・ウェイトが百五十パーセントとなるエクスポージャーが、抵当権、売掛債権又は動産担保(第百五十五条第四項第三号に掲げる運用要件を満たすものに限る。この場合において、同号中「適格その他資産担保」とあるのは「動産担保」と、「資産」とあり、及び「適格その他資産」とあるのは「動産」と、「対抗要件が具備」と、「とあるのは「対抗要件が具備」と、「内部格付手法採用金庫」とあるのは「標準的手法採用金庫」と、「と、「当該資産」とあるのは「当該動産」と、「内部格付手法採用金庫」とあるのは「標準的手法採用金庫」と、「当該内部格付手法採用金庫」とあるのは「当該標準的手法採用金庫」と読み替えるものとする。)により完全に保全されており、かつ、当該エクスポージャーの額及び部分直接償却の額の合計額に対する個別貸倒引当金等の額の割合が十五パーセント以上二十パーセント未満である場合は、当該エクスポージャーのリスク・ウェイトは、百パーセントとする。

3 (略)

(オフ・バランス取引の与信相当額)

第七十二条 標準的手法採用金庫が次の表の中欄に掲げるオフ・バランス取引を行う場合、当該取引の相手方に対する信用リスクに係る
与信相当額は、当該取引に係る想定元本額(見かけの額ではなく、

(延滞エクスポージャー)

第六十五条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、三月以上延滞エクスポージャー及び第五十条から前条まで(第六十三条を除く。)の規定に従いリスク・ウェイトが百五十パーセントとなるエクスポージャーが、抵当権又は売掛債権により完全に保全されており、かつ、当該エクスポージャーの額及び部分直接償却の額の合計額に対する個別貸倒引当金等の額の割合が十五パーセント以上二十パーセント未満である場合は、当該エクスポージャーのリスク・ウェイトは、百パーセントとする。

3 (略)

(オフ・バランス取引の与信相当額)

第七十二条 標準的手法採用金庫が次の表の中欄に掲げるオフ・バランス取引を行う場合、当該取引の相手方に対する信用リスクに係る
与信相当額は、当該取引に係る想定元本額(見かけの額ではなく、

その取引の経済効果を反映した額であることを要する。以下同じ。）
に次の表の上欄に掲げる掛目を乗じて得た額とする。

掛目 (パーセント)	零	二十	五十	百
オフ・バランス取引の種類	一 任意の時期に無条件で 取消し可能なコミットメント (第五号に該当するものを除く。以下この条において同じ。)又は相手方の信用状態が悪化した場合に自動的に取消し可能なコミットメント	二 原契約期間が一年以下のコミットメント(前号に規定するコミットメントを除く。)	三 (略)	四 特定の取引に係る偶発債務(前号に該当するものを除く。)
備考	(削除)	(略)	(略)	(略)
			五・六 (略)	七 (略)
				(削除)

その取引の経済効果を反映した額であることを要する。以下同じ。）
に次の表の上欄に掲げる掛目を乗じて得た額とする。

掛目 (パーセント)	零	二十	五十	百
オフ・バランス取引の種類	一 任意の時期に無条件で 取消し可能なコミットメント (第五号、第八号又は第九号に該当するものを除く。以下この条において同じ。)又は相手方の信用状態が悪化した場合に自動的に取消し可能なコミットメント	二 原契約期間が一年以下のコミットメント(第一号に規定するコミットメントを除く。)	三 (略)	四 特定の取引に係る偶発債務(第三号に該当するものを除く。)
備考	コミットメントとは、スタンダードバイ契約、クレジットライン等をいう。以下同じ。	(略)	(略)	(略)
			五・六 (略)	七 (略)
				八 買戻条件付又は求償権
				買戻条件付の資産

(削除)	
(削除)	
九	付の資産売却
先物資産購入、先渡預	売却とは、金銭債権、証券又は固定資産等の売却のうち、一定期間後又は一定の条件が発生した場合には売却した資産を買い戻すという特約の付されたものをいう。以下同じ。
	求償権付の資産売却とは、金銭債権、証券又は固定資産等の売却のうち、原債務者の債務不履行又は資産価値の低下につき、売却を行った標準的 手法採用金庫が損失の全部又は一部を負担することとなるものをいう(ただし、証券化エクスポージャー及びレポ形式の取引に該当するものを除く)。以下同じ。
先物資産購入とは、	

	金、部分払込株式の購入又は部分払込債券の購入
将来の一定期日において一定の条件により金銭債権又は証券等の購入を行う契約（外国為替関連取引又は金利関連取引に該当するものを除く。）をいう。以下同じ。	先渡預金とは、将来の一定期日において一定の条件により預入を行う契約をいう。以下同じ。
部分払込株式の購入又は部分払込債券の購入とは、株式又は債券の発行時に発行価格又は額面金額の一部が払い込まれ、発行後の一定の時期又は発行者の指定する時期において追加的な払込みの行われる株式又は債券の購入	

	八 有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	
百 掛目 (パーセント)	一 (略)	買戻条件付の資産売却とは、金銭債権、証券又は固定資産等の売却のうち、一定期間後又は一定の条件
	オフ・バランス取引の種類	備考
	(注1) (略) (注2) 標準的手法採用金庫が顧客と第三者との間のレポ形式の取引において、当該顧客に対して第三者の債務の履行を保証する場合、当該取引は当該標準的手法採用金庫が行ったものとみなし、第七号又は第八号に従って取り扱うものとする。	2 標準的手法採用金庫が次の表の中欄に掲げるオフ・バランス取引を行う場合、当該取引の対象資産に係る与信相当額は、当該取引の想定元本額に次の表の上欄に掲げる掛目を乗じて得た額とする。この場合において、当該与信相当額に適用するリスク・ウェイトは、取引される資産のリスク・ウェイトとする。
	十 有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	をいう。以下同じ。
百 掛目 (パーセント)	一 (略)	(新設)
	オフ・バランス取引の種類	備考
	(注1) (略) (注2) 標準的手法採用金庫が顧客と第三者との間のレポ形式の取引において、当該顧客に対して第三者の債務の履行を保証する場合、当該取引は当該標準的手法採用金庫が行ったものとみなし、第七号又は第十号に従って取り扱うものとする。	2 標準的手法採用金庫が次の表の中欄に掲げるオフ・バランス取引を行う場合、当該取引の対象資産に係る与信相当額は、当該取引の想定元本額に次の表の上欄に掲げる掛目を乗じて得た額とする。この場合において、当該与信相当額に適用するリスク・ウェイトは、取引される資産のリスク・ウェイトとする。

二 (略)	
が発生した場合には 売却した資産を買い 戻すという特約の付 されたものをいう。以 下同じ。 求償権付の資産売 却とは、金銭債権、証 券又は固定資産等の 売却のうち、原債務者 の債務不履行又は資 産価値の低下につき、 売却を行った標準的 手法採用金庫が損失 の全部又は一部を負 担することとなるも のをいう(ただし、証 券化エクスポージャ ー及びレポ形式の取 引に該当するものを 除く)。以下同じ。 先物資産購入とは、 将来の一定期日にお いて一定の条件によ り金銭債権又は証券 等の購入を行う契約	
二 (略)	
(新設)	

(与信相当額の算出)

(注)

(略)

(外国為替関連取引又は金利関連取引に該当するものを除く。)をいう。以下同じ。
先渡預金とは、将来の一定期日において一定の条件により預入を行う契約をいう。以下同じ。
部分払込株式の購入又は部分払込債券の購入とは、株式又は債券の発行時に発行価格又は額面金額の一部が払い込まれ、発行後の一定の時期又は発行者の指定する時期において追加的な払込みの行われる株式又は債券の購入をいう。以下同じ。

(与信相当額の算出)

(注)

(略)

第七十三条 (略)

2 前項の規定は、長期決済期間取引(有価証券等及びその対価の受渡し又は決済を行う取引(派生商品取引に該当するものを除く。))であつて、約定日から受渡し又は決済の期日までの期間が五営業日又は市場慣行による期間を超えることが約定され、かつ、次の各号に掲げるものに該当する場合において、当該各号に定める要件を満たすものをいう。以下同じ。)の与信相当額の算出について準用する。この場合において、標準的手法採用金庫は、派生商品取引と長期決済期間取引について異なる方式を用いることができる。

一・二 (略)

3・4 (略)

第七十三条 (略)

2 前項の規定は、長期決済期間取引(有価証券、コモディティ又は外国通貨(以下「有価証券等」という。))及びその対価の受渡し又は決済を行う取引(派生商品取引に該当するものを除く。))であつて、約定日から受渡し又は決済の期日までの期間が五営業日又は市場慣行による期間を超えることが約定され、かつ、次の各号に掲げるものに該当する場合において、当該各号に定める要件を満たすものをいう。以下同じ。)の与信相当額の算出について準用する。この場合において、標準的手法採用金庫は、派生商品取引と長期決済期間取引について異なる方式を用いることができる。

一・二 (略)

3・4 (略)

(オフ・バランス取引の担保)

第八十六条 標準的手法採用金庫は、第七十二条第一項第八号に規定する取引において、有価証券の貸付に際して受入れた担保資産、現金若しくは有価証券による担保の提供において担保提供の原因となっている借入資産、買戻条件付資産売却における売却代金又は売戻条件付資産購入における購入資産が次条又は第八十八条に掲げる資産である場合には、これを担保として扱うことができる。

(簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保)

第八十七条 簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保は、次の各号に掲げるものとする。

一 三 (略)

四 適格格付機関が格付を付与している債券であつて、次のいずれかに該当するもの。ただし、前号に該当するものを除く。

イ (略)

ロ イに掲げる債券以外の債券であつて、適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分(第五十七条又は第五十八条に掲げる主体の発行する債券に付与された格付については、第五十九条第一項の表を準用するものとする。次号及び第九十二条第一項第一号において同じ。)が2―2又は4―3以上であるもの

ハ 適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク

(オフ・バランス取引の担保)

第八十六条 標準的手法採用金庫は、第七十二条第一項第十号に規定する取引において、有価証券の貸付に際して受入れた担保資産、現金若しくは有価証券による担保の提供において担保提供の原因となっている借入資産、買戻条件付資産売却における売却代金又は売戻条件付資産購入における購入資産が次条又は第八十八条に掲げる資産である場合には、これを担保として扱うことができる。

(簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保)

第八十七条 簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保は、次の各号に掲げるものとする。

一 三 (略)

四 適格格付機関が格付を付与している債券であつて、次のいずれかに該当するもの。ただし、前号に該当するものを除く。

イ (略)

ロ イに掲げる債券以外の債券であつて、適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分(金融機関又は証券会社(第五十八条の規定に該当するものに限る。)の発行する債券に付与された格付については、第五十九条第一項の表を準用するものとする。次号及び第九十二条第一項第一号において同じ。)が2―2又は4―3以上であるもの

ハ 適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク

区分（第五十七条又は第五十八条に掲げる主体の発行する債券に付与された格付については、第六十条第一項の表を準用するものとする。次号及び第九十二条第一項第一号において同じ。）が5―3以上である短期の債券

五〇七 （略）

（所要自己資本の額の計算）

第八十九条 標準的手法採用金庫は、包括的手法を使用する場合、信用リスク削減手法を適用した後のエクスポージャーの額（以下「信用リスク削減手法適用後エクスポージャー額」という。）を、ボラティリティ調整率（エクスポージャー又は適格金融資産担保の価格変動リスクを勘案してエクスポージャー又は適格金融資産担保の額を調整するための値をいう。以下同じ。）を用いて次の算式により算出しなければならない。

$$E^* = E \times (1 + H_e) - C \times (1 + H_c + H_f x)$$

□*は、信用リスク削減手法適用後エクスポージャー額（ただし、零を下回らない値とする。）

□は、エクスポージャーの額

□eは、エクスポージャーが第七十二条第一項第八号に規定する与信相当額である場合において、取引相手方に引き渡した資産の種類に応じて適用するボラティリティ調整率

（標準的ボラティリティ調整率）

第九十二条 標準的手法採用金庫が標準的ボラティリティ調整率を用いる場合において、包括的手法の計算の対象とする取引について毎

区分（金融機関又は証券会社（第五十八条の規定に該当するものに限る。）の発行する債券に付与された格付については、第六十条第一項の表を準用するものとする。次号及び第九十二条第一項第一号において同じ。）が5―3以上である短期の債券

五〇七 （略）

（所要自己資本の額の計算）

第八十九条 標準的手法採用金庫は、包括的手法を使用する場合、信用リスク削減手法を適用した後のエクスポージャーの額（以下「信用リスク削減手法適用後エクスポージャー額」という。）を、ボラティリティ調整率（エクスポージャー又は適格金融資産担保の価格変動リスクを勘案してエクスポージャー又は適格金融資産担保の額を調整するための値をいう。以下同じ。）を用いて次の算式により算出なければならない。

$$E^* = E \times (1 + H_e) - C \times (1 + H_c + H_f x)$$

□*は、信用リスク削減手法適用後エクスポージャー額（ただし、零を下回らない値とする。）

□は、エクスポージャーの額

□eは、エクスポージャーが第七十二条第一項第十号に規定する与信相当額である場合において、取引相手方に引き渡した資産の種類に応じて適用するボラティリティ調整率

（標準的ボラティリティ調整率）

第九十二条 標準的手法採用金庫が標準的ボラティリティ調整率を用いる場合において、包括的手法の計算の対象とする取引について毎

営業日の時価評価又は担保額調整（エクスポージャーと担保の価格変動に伴う信用供与額の変化を担保額によって調整する仕組みをいう。以下同じ。）を行っており、かつ、保有期間（ボラティリティ調整率を計算する際に、当該資産を保有すると仮定する期間をいう。以下この目から第四目までにおいて同じ。）が十営業日のときに用いるボラティリティ調整率は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定めるものとする。

一 （略）

二 ボラティリティ調整率を適用する対象である資産が次の表に掲げる資産種別に該当する場合 その該当する資産種別に応じて、同表の下欄に定めるボラティリティ調整率

資産種別	ボラティリティ調整率
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)

営業日の時価評価又は担保額調整（エクスポージャーと担保の価格変動に伴う信用供与額の変化を担保額によって調整する仕組みをいう。以下同じ。）を行っており、かつ、保有期間（ボラティリティ調整率を計算する際に、当該資産を保有すると仮定する期間をいう。以下この目から第四目までにおいて同じ。）が十営業日のときに用いるボラティリティ調整率は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定めるものとする。

一 （略）

二 ボラティリティ調整率を適用する対象である資産が次の表に掲げる資産種別に該当する場合 その該当する資産種別に応じて、同表の下欄に定めるボラティリティ調整率

資産種別	ボラティリティ調整率
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)

適格金融資産担保以外の資産 (当該資産について第七十二条第一項第八号に定める与信相当額を算出する場合又は第八十八条ただし書の定めるところによりレポ形式の取引について第八十七条各号及び第八十八条各号に掲げるものの以外の資産を用いる場合に限る。 以下同じ。)	(略)
2 標準的ボラティリティ調整率を用いる標準的手法採用金庫が、エクスポートジャーと担保の通貨が異なる場合に適用するボラティリティ調整率は、毎営業日の時価評価を行っており、かつ、保有期間が十営業日のとき、八パーセントとする。 (ボラティリティ調整率の適用除外) 第九十九条 標準的手法採用金庫は、次の各号に掲げる条件を満たし、中核的市場参加者を取引相手とするレポ形式の取引については、第八十九条又は第二百二条の算式においてボラティリティ調整率を適用することを要しない。 一七七 (略) 八 当該標準的手法採用金庫が取引を終了させることができる事由 (取引相手が現金若しくは証券を引き渡す義務又は追加担保を提供する義務その他の義務を履行しないこと及び債務超過、破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別	2 標準的ボラティリティ調整率を用いる標準的手法採用金庫が、エクスポートジャーと担保の通貨が異なる場合に適用するボラティリティ調整率は、八パーセントとする。 (ボラティリティ調整率の適用除外) 第九十九条 標準的手法採用金庫は、次の各号に掲げる条件を満たし、中核的市場参加者を取引相手とするレポ形式の取引については、第八十九条又は第二百二条の算式においてボラティリティ調整率を適用することを要しない。 一七七 (略) 八 当該標準的手法採用金庫が取引を終了させることができる事由 (取引相手が現金若しくは証券を引き渡す義務又は追加担保を提供する義務その他の義務を履行しないこと及び債務超過、破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、整理

清算開始の命令その他これらに類する事由の発生を含む。）が取引相手について発生した場合に、当該標準的手法採用金庫が、直ちに担保を処分する権利を有していること。 2 前項の「中核的市場参加者」とは、次に掲げるものをいう。 一・二 (略) 三 法第五十四条の二十三第一項第四号、第四号の二及び第八号に規定するもののうち、標準的手法で二十パーセントのリスク・ウェイトが適用される会社 四〇六 (略) (レポ形式の取引に対する法的に有効な相對ネットティング契約の適用) 第百一条 標準的手法採用金庫は、次の各号に定めるすべての条件を満たす場合に限り、レポ形式の取引について法的に有効な相對ネットティング契約の効果を勘案することができる。 一 当事者の一方に取引を終了させることができる事由（取引相手が現金若しくは証券を引き渡す義務又は追加担保を提供する義務その他の義務を履行しないこと及び債務超過、破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の命令その他これらに類する事由の発生を含む。）が生じた場合に、他方の当事者は、当該相對ネットティング契約下にあるすべてのレポ形式の取引を適時に終了させ、一の債権又は債務とすることができること。 二 (略) 2 (略)	開始の命令、特別清算開始の命令その他これらに類する事由の発生を含む。）が取引相手について発生した場合に、当該標準的手法採用金庫が、直ちに担保を処分する権利を有していること。 2 前項の「中核的市場参加者」とは、次に掲げるものをいう。 一・二 (略) 三 法第五十四条の十七第一項第四号及び第八号に規定するもののうち、標準的手法で二十パーセントのリスク・ウェイトが適用される会社 四〇六 (略) (レポ形式の取引に対する法的に有効な相對ネットティング契約の適用) 第百一条 標準的手法採用金庫は、次の各号に定めるすべての条件を満たす場合に限り、レポ形式の取引について法的に有効な相對ネットティング契約の効果を勘案することができる。 一 当事者の一方に取引を終了させることができる事由（取引相手が現金若しくは証券を引き渡す義務又は追加担保を提供する義務その他の義務を履行しないこと及び債務超過、破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、整理開始の命令、特別清算開始の命令その他これらに類する事由の発生を含む。）が生じた場合に、他方の当事者は、当該相對ネットティング契約下にあるすべてのレポ形式の取引を適時に終了させ、一の債権又は債務とすることができること。 二 (略) 2 (略)
--	---

(計算方法)

第百二条 標準的手法採用金庫は、前条の条件を満たし、法的に有効な相対ネットティング契約下にある複数のレポ形式の取引について相対ネットティング契約の効果を勘案する場合、信用リスク削減手法適用後エクスポージャー額を次の算式により算出しなければならない。

$$E^* = (NE \mid NC) + \alpha(Es \times Hs) + \alpha(Efx \times Hfx)$$

※は、当該複数のレポ形式の取引の信用リスク削減手法適用後エクスポージャー額（ただし、零を下回らない値とする。）

(略)

(貸出金と自金庫預金の相殺)

第百十五条 標準的手法採用金庫は、次に掲げる条件をすべて満たす場合には、相殺契約下にある貸出金と自金庫預金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後エクスポージャー額とすることができる。ただし、貸出金と自金庫預金の通貨が同一でない場合には、第九十二条第二項又は第九十五条第三項第三号に定めるところに従って、担保とエクスポージャーの通貨が異なる場合のボラティリティ調整率を預金の額に適用することを要する。

一 当該標準的手法採用金庫は、取引相手（相殺の対象となる自金庫預金の預金者をいう。以下この款において同じ。）の債務超過、破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定又は特別清算開始の命令その他これらに類する事由にかかわらず、当該取引に関連する国において貸出金と自金庫預金の相殺が

(計算方法)

第百二条 標準的手法採用金庫は、前条の条件を満たし、法的に有効な相対ネットティング契約下にある複数のレポ形式の取引について相対ネットティング契約の効果を勘案する場合、信用リスク削減手法適用後エクスポージャー額を次の算式により算出しなければならない。

$$E^* = (NE \mid NC) + \alpha(Es \times Hs) + \alpha(Efx \times Hfx)$$

※は、当該複数のレポ形式の取引のリスク削減手法適用後エクスポージャー額（ただし、零を下回らない値とする。）

(略)

(貸出金と自金庫預金の相殺)

第百十五条 標準的手法採用金庫は、次に掲げる条件をすべて満たす場合には、相殺契約下にある貸出金と自金庫預金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後エクスポージャー額とすることができる。ただし、貸出金と自金庫預金の通貨が同一でない場合には、第九十二条第二項又は第九十五条第三項第三号に定めるところに従って、担保とエクスポージャーの通貨が異なる場合のボラティリティ調整率を預金の額に適用することを要する。

一 当該標準的手法採用金庫は、取引相手（相殺の対象となる自金庫預金の預金者をいう。以下この款において同じ。）の債務超過、破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、整理開始の命令又は特別清算開始の命令その他これらに類する事由にかかわらず、当該取引に関連する国において貸出金と自金

法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること。

二〇四 (略)

2 (略)

(クレジット・デリバティブに関する条件)

第百十八条 標準的手法採用金庫がクレジット・デリバティブを信用リスク削減手法として用いる場合、当該クレジット・デリバティブは、第百十六条に定めるもののほか、次の各号に掲げるすべての条件を満たさなければならない。

一 当該クレジット・デリバティブは、次に掲げる事由の発生に基づき、支払を受けられるものであること。

イ (略)

ロ 原債権の債務者に係る破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の命令若しくは支払不能又は原債権の弁済期の到来時に債務不履行となる可能性が極めて高いことを認定した文書の存在その他これらに類する事由

ハ (略)

二〇七 (略)

(エクスポージャーの通貨と保証又はクレジット・デリバティブ通貨の不一致)

第百二十六条 (略)

2 標準的手法採用金庫は、前項のボラティリティ調整率について第

庫預金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること。

二〇四 (略)

2 (略)

(クレジット・デリバティブに関する条件)

第百十八条 標準的手法採用金庫がクレジット・デリバティブを信用リスク削減手法として用いる場合、当該クレジット・デリバティブは、第百十六条に定めるもののほか、次の各号に掲げるすべての条件を満たさなければならない。

一 当該クレジット・デリバティブは、次に掲げる事由の発生に基づき、支払を受けられるものであること。

イ (略)

ロ 原債権の債務者に係る破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、整理開始の命令、特別清算開始の命令若しくは支払不能又は原債権の弁済期の到来時に債務不履行となる可能性が極めて高いことを認定した文書の存在その他これらに類する事由

ハ (略)

二〇七 (略)

(エクスポージャーの通貨と保証又はクレジット・デリバティブ通貨の不一致)

第百二十六条 (略)

2 標準的手法採用金庫は、前項のボラティリティ調整率について第

九十八条第二項及び第三項の規定によりボラティリティ調整率を調整しなければならない。この場合において、最低保有期間は十営業日とし、同項の調整は、為替リスクに関する時価評価の間隔が一営業日より長い場合に行うものとする。

3
(略)

(予備計算)

第四百四十条 内部格付手法の使用について承認を受けようとする信用金庫又は信用金庫連合会は、内部格付手法の使用を開始しようとする日の属する事業年度の前事業年度以降において、承認を得ようとする内部格付手法に基づいて自己資本比率を予備的に計算し、当該前事業年度の間予備計算報告書(事業年度開始の日から当該事業年度の九月三十日までの内部格付制度(第七十九条第一項に規定する内部格付制度をいう。以下この款において同じ。))の運用状況及び当該事業年度の九月三十日の自己資本比率の状況に関する事項を記載した書類をいう。以下この条において同じ。)及び当該前事業年度の予備計算報告書(事業年度の内部格付制度の運用状況及び当該事業年度の末日の自己資本比率の状況に関する事項を記載した書類をいう。以下この条において同じ。))を作成しなければならない。ただし、内部格付手法採用金庫、協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第八十三号)第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成十八年三月二十七日金融庁告示第二十二号。第三百十四条第一項において「信用協同

九十八条第二項及び第三項の規定によりボラティリティ調整率を調整しなければならない。この場合において、最低保有期間は十営業日とし、同条第二項の調整は、為替リスクに関する時価評価の間隔が一営業日より長い場合に行うものとする。

3
(略)

(予備計算)

第四百四十条 内部格付手法の使用について承認を受けようとする信用金庫又は信用金庫連合会は、内部格付手法の使用を開始しようとする日の属する事業年度の前事業年度以降において、承認を得ようとする内部格付手法に基づいて自己資本比率を予備的に計算し、当該前事業年度の間予備計算報告書(事業年度開始の日から当該事業年度の九月三十日までの内部格付制度(第七十九条第一項に規定する内部格付制度をいう。以下この款において同じ。))の運用状況及び当該事業年度の九月三十日の自己資本比率の状況に関する事項を記載した書類をいう。以下この条において同じ。)及び当該前事業年度の予備計算報告書(事業年度の内部格付制度の運用状況及び当該事業年度の末日の自己資本比率の状況に関する事項を記載した書類をいう。以下この条において同じ。))を作成しなければならない。ただし、使用を開始しようとする日が十月一日以降である場合には当該前事業年度の間予備計算報告書に代えて、当該使用を開始しようとする日の属する事業年度の間予備計算報告書を作成しなければならない。

	組合告示」という。）第一条第二号に規定する内部格付手法を採用する信用協同組合等又は労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年四月十二日 金融庁 厚生労働省 告示第七号。第三百十四条第一項において「労働金庫告示」という。）第一条第二号に規定する内部格付手法採用金庫が行う合併その他の組織再編成により新たに設立される信用金庫若しくは信用金庫連合会又は当該組織再編成後に存続する信用金庫若しくは信用金庫連合会が内部格付手法の使用について承認を受けようとする場合において、当該組織再編成が内部格付手法に基づく自己資本比率の計算の継続性に重要な影響を及ぼすものでなく、かつ、当該承認を受けようとする信用金庫又は信用金庫連合会が当該組織再編成前に内部格付手法を採用していた金融機関（預金保険法第二条第一項第三号から第八号までに掲げる者に限る。第三百十四条第一項において同じ。）における数値等に基づく中間予備計算報告書及び予備計算報告書に準ずる書類を作成することができるときは、この限りでない。
2・3 (略)	
4	内部格付手法の使用を開始しようとする日が十月一日以降である場合における前三項の規定の適用については、第一項中「当該事業年度の中間予備計算報告書」とあるのは、「当該使用を開始しようとする日の属する事業年度の中間予備計算報告書」とする。
2・3 (新設)	

(内部格付手法の適用) 第四百四十四条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、内部格付手法採用金庫は、<u>自金庫の信用リスク・アセットに関連する事業の大部分にわたる会社分割</u>その他の特段の事情がある場合は、<u>金融庁長官の承認を得たとき</u>に限り、内部格付手法に代えて標準的手法を用いることができる。 (適用除外) 第四百四十六条 前二条の規定にかかわらず、内部格付手法採用金庫は、内部格付手法実施計画又は先進的<u>内部格付手法移行計画</u>に記載がある場合は、信用リスク・アセットの額を算出するに当たって重要でない事業単位又は資産区分に対して、標準的手法を適用することができる。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。 一・二 (略) 2 (略) (スロッシング・クライテリアの利用) 第四百四十七条 内部格付手法採用金庫は、<u>第五百十一条第三項及び第五項に基づきスロッシング・クライテリアを利用する場合は、プロジェクト・ファイナンス、オブジェクト・ファイナンス、コモディティ・ファイナンス及び事業用不動産向け貸付けの区分ごとに利用しなければならない。</u> (期待損失額) 第四百四十八条 (略)	(内部格付手法の適用) 第四百四十四条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、内部格付手法採用金庫は、<u>自金庫の信用リスク・アセットに関連する事業の大部分にわたる企業分割</u>その他の特段の事情がある場合は、<u>金融庁長官の承認を得たとき</u>に限り、内部格付手法に代えて標準的手法を用いることができる。 (適用除外) 第四百四十六条 前二条の規定にかかわらず、内部格付手法採用金庫は、内部格付手法実施計画又は先進的<u>内部格付手法移行計画</u>に記載がある場合は、信用リスク・アセットの額を算出するに当たって重要でない事業単位又は資産区分に対して、標準的手法を適用することができる。ただし、次の事項に掲げる場合は、この限りでない。 一・二 (略) 2 (略) (スロッシング・クライテリアの利用) 第四百四十七条 内部格付手法採用金庫は、<u>第五百十一条第三項及び第五項に基づきスロッシング・クライテリアを利用する場合は、プロジェクト・ファイナンス、オブジェクト・ファイナンス、コモディティ・ファイナンス、事業用不動産向け貸付けの区分ごとに利用しなければならない。</u> (期待損失額) 第四百四十八条 (略)
--	---

2 第二百五十一条第三項において、スロツティング・クライテリアに割り当てられたボラティリティの高い事業用不動産向け貸付けを除く特定貸付債権の期待損失額は、当該エクスポージャーの EAD に次の表に掲げるリスク・ウェイト及び八パーセントを乗じた額とする。ただし、同項ただし書に従って、優に割り当てられ、かつ、五十パーセントのリスク・ウェイトの適用を受けたエクスポージャーについては零パーセント、良に割り当てられ、かつ、七十パーセントのリスク・ウェイトの適用を受けたエクスポージャーについては五パーセントのリスク・ウェイトを適用する。 (略)	2 第二百五十一条第三項において、スロツティング・クライテリアに割り当てられたボラティリティの高い事業用不動産貸付けを除く特定貸付債権の期待損失額は、当該エクスポージャーの EAD に次の表に掲げるリスク・ウェイト及び八パーセントを乗じた額とする。ただし、同項ただし書に従って、優に割り当てられ、かつ、五十パーセントのリスク・ウェイトの適用を受けたエクスポージャーについては零パーセント、良に割り当てられ、かつ、七十パーセントのリスク・ウェイトの適用を受けたエクスポージャーについては五パーセントのリスク・ウェイトを適用する。 (略)
3 第二百五十一条第五項において、スロツティング・クライテリアに割り当てられたボラティリティの高い事業用不動産向け貸付けの期待損失額は、当該エクスポージャーの EAD に次の表に掲げるリスク・ウェイト及び八パーセントを乗じた額とする。 (略)	3 第二百五十一条第五項において、スロツティング・クライテリアに割り当てられたボラティリティの高い事業用不動産貸付けの期待損失額は、当該エクスポージャーの EAD に次の表に掲げるリスク・ウェイト及び八パーセントを乗じた額とする。 (略)
4 6 (略) (一般貸倒引当金の配分) 第百四十九条 (略)	4 6 (略) (一般貸倒引当金の配分) 第百四十九条 (略)
2 内部格付手法採用金庫は、前項の規定にかかわらず、信用リスク管理指針に別段の定めがある場合は当該信用リスク管理指針にのっとり、一般貸倒引当金を区分することができる。 (事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額) 第二百五十一条 事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセ	2 信用金庫又は信用金庫連合会は、前項の規定にかかわらず、信用リスク管理指針に別段の定めがある場合は当該信用リスク管理指針にのっとり、一般貸倒引当金を区分することができる。 (事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額) 第二百五十一条 事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセ

ットの額は、第百五十四条に定める PD 、第百五十五条に定める LGD 、第百五十六条に定める EAD 及び第百五十七条に定めるマチュリティ

(3) (ただし、 PD が百パーセントの場合は一とする。以下同じ。)を用いて、次の第一号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要する所要自己資本率(3)は第二号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要する相関係数(3)及びマチュリティ調整(3)は、それぞれ第三号及び第四号に掲げる算式により算出される額とする。

- 一 (略)
- 二 (略)

ただし、零を下回る場合は零とする。

$N\{x\}$ は、標準正規分布の累積分布関数。ただし、 PD が百パーセントの場合は一とする(以下同じ。)

$G(x)$ は、 $N\{x\}$ の逆関数(以下同じ。)

EL は、 PD に LGD を乗じた率。ただし、 PD が百パーセントの場合は第百二十六条第六項に定める $EL_{default}$ とする(第百五十三条第三項第三号を除き、以下同じ。)

三・四 (略)

2 (略)

3 内部格付手法採用金庫は、ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付けを除く特定貸付債権の PD の推計について第二百十三条に定める要件を満たさない場合は、第一項の規定にかかわらず、当該内部格付手法採用金庫が付与する格付(以下「内部格付」という。)を次の表に掲げる五のリスク・ウェイトに対応したスロツティン

ットの額は、第百五十四条に定める PD 、第百五十五条に定める LGD 、第百五十六条に定める EAD 及び第百五十七条に定めるマチュリティ

(3) (を用いて、次の第一号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要する所要自己資本率(3)は第二号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要する相関係数(3)及びマチュリティ調整(3)は、それぞれ第三号及び第四号に掲げる算式により算出される額とする。

- 一 (略)
- 二 (略)

ただし、零を下回る場合は零とする。

$N\{x\}$ は、標準正規分布の累積分布関数。ただし、 PD が百パーセントの場合は一とする(以下同じ。)

$G(x)$ は、 $N\{x\}$ の逆関数(以下同じ。)

EL は、 PD に LGD を乗じた率。ただし、 PD が百パーセントの場合は第百二十六条第六項に定める $EL_{default}$ とする(以下同じ。)

三・四 (略)

2 (略)

3 内部格付手法採用金庫は、ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付けを除く特定貸付債権の PD の推計について第二百十三条に定める要件を満たさない場合は、第一項の規定にかかわらず、当該内部格付手法採用金庫が付与する格付(以下「内部格付」という。)を次の表に掲げる五のリスク・ウェイトに対応したスロツティング・ク

グ・クライテリアに割り当て、エクスポージャーの額(E2)に当該リスク・ウェイトを乗じた額を信用リスク・アセットの額とすることができる。ただし、第一条第四十八号ロただし書の定めにより事業用不動産向け貸付けに区分されたものを除き、次の表において優又は良に割り当てられるエクスポージャーの満期までの残存期間が二年半未満である場合は、優に割り当てられるエクスポージャーについて五十パーセント、良に割り当てられるエクスポージャーについて七十パーセントのリスク・ウェイトを適用することができる。

(略)

4 第一項の規定にかかわらず、ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付けの信用リスク・アセットの額は、同項第三号に定める相関係数に代えて、次に定める相関係数を用いて算出した額とする。

(略)

5 内部格付手法採用金庫は、ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付けのPDの推計について第二百十三条に定める要件を満たさない場合は、第一項の規定にかかわらず、内部格付を次の表に掲げる五のリスク・ウェイトに対応したスロッシング・クライテリアに割り当て、エクスポージャーの額(EAD)にリスク・ウェイトを乗じた額を信用リスク・アセットの額とすることができる。ただし、次の表において優又は良に割り当てられるエクスポージャーの満期までの残存期間が二年半未満である場合は、優に割り当てられるエクスポージャーについて七十パーセント、良に割り当てられるエクスポージャーについて九十五パーセントのリスク・ウェイトを適用することができる。

(略)

ライテリアに割り当て、エクスポージャーの額(E2)に当該リスク・ウェイトを乗じた額を信用リスク・アセットの額とすることができる。ただし、第一条第四十八号ロただし書の定めにより事業用不動産向け貸付けに区分されたものを除き、次の表において優又は良に割り当てられるエクスポージャーの満期までの残存期間が二年半未満である場合は、優に割り当てられるエクスポージャーについて五十パーセント、良に割り当てられるエクスポージャーについて七十パーセントのリスク・ウェイトを適用することができる。

(略)

4 第一項の規定にかかわらず、ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付けの信用リスク・アセットの額は、同項第三号に定める相関係数に代えて、次に定める相関係数を用いて算出した額とする。

(略)

5 内部格付手法採用金庫は、ボラティリティの高い事業用不動産向け貸付けのPDの推計について第二百十三条に定める要件を満たさない場合は、第一項の規定にかかわらず、内部格付を次の表に掲げる五のリスク・ウェイトに対応したスロッシング・クライテリアに割り当て、エクスポージャーの額(EAD)にリスク・ウェイトを乗じた額を信用リスク・アセットの額とすることができる。ただし、次の表において優又は良に割り当てられるエクスポージャーの満期までの残存期間が二年半未満である場合は、優に割り当てられるエクスポージャーについて七十パーセント、良に割り当てられるエクスポージャーについて九十五パーセントのリスク・ウェイトを適用することができる。

(略)

(事業法人等向けエクスポージャーに保証又はクレジット・デリバティブが付された場合の取扱い)

第百五十二条 前条の規定にかかわらず、内部格付手法採用金庫は、事業法人等向けエクスポージャーに保証又はクレジット・デリバティブが付されている場合(基礎的内部格付手法採用金庫の場合は、第百二十条各号に掲げるもの又は4―2以上の信用リスク区分に対応するPDに相当するPDが割り当てられた内部格付を付与されたものが提供するものに限る。)は、被保証債権の被保証部分又は原債権のプロテクションが提供されている部分に保証又はクレジット・デリバティブに対応する信用リスク・アセットの額の算式、 PD 及び LGD を適用することができる。

2 先進的内部格付手法採用金庫は、事業法人等向けエクスポージャーに保証又はクレジット・デリバティブが付されている場合は、被保証債権の被保証部分又は原債権のプロテクションが提供されている部分に保証又はクレジット・デリバティブを勘案したPD又はLGDを適用することができる。

3 第一項の場合において、内部格付手法採用金庫は、被保証債権又は原債権の債務者の信用リスクが保証人又はプロテクション提供者により完全に代替されないときは、同項に規定する保証又はクレジット・デリバティブのリスク・ウェイトの算出において、保証人又はプロテクション提供者の債務者格付に対応するPDに代えて、保証人又はプロテクション提供者の債務者格付と被保証債権又は原債権の債務者の債務者格付の間に位置する債務者格付に相当するPDを

(事業法人等向けエクスポージャーに保証又はクレジット・デリバティブが付された場合の取扱い)

第百五十二条 前条の規定にかかわらず、内部格付手法採用金庫は、事業法人等向けエクスポージャーに保証又はクレジット・デリバティブが付されている場合(基礎的内部格付手法採用金庫の場合は、第百二十条各号に掲げるもの又は4―2以上の信用リスク区分に対応するPDに相当するPDが割り当てられた内部格付を付与されたものが提供するものに限る。)は、被保証債権の被保証部分のリスク・ウェイトに代えて保証又はクレジット・デリバティブに対応する信用リスク・アセットの額の算式、 PD 及び LGD を適用することができる。

2 先進的内部格付手法採用金庫は、事業法人等向けエクスポージャーに保証又はクレジット・デリバティブが付されている場合は、被保証債権の被保証部分のリスク・ウェイトに代えて保証又はクレジット・デリバティブを勘案したPD又はLGDを適用することができる。

3 第一項の場合において、内部格付手法採用金庫は、被保証債権又は原債権の債務者の信用リスクが保証人又はプロテクション提供者により完全に代替されないときは、前項に規定する保証又はクレジット・デリバティブのリスク・ウェイトの算出において、保証人又はプロテクション提供者の債務者格付に対応するPDに代えて、保証人又はプロテクション提供者の債務者格付と被保証債権又は原債権の債務者の債務者格付の間に位置する債務者格付に相当するPDを

用いなければならない。

4 (略)

(ダブル・デフォルト効果の取扱い)

第百五十三条 (略)

2 (略)

3 ダブル・デフォルト効果を適用したエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、次条に定めるB、第百五十五条に定めるL、第百五十六条に定めるB及び第百五十七条に定めるマチュリティE(ただし、保証又はクレジット・デリバティブのEを用いるものとし、一年を下回ることはできない。)を用いて、次の第一号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要するダブル・デフォルト効果を勘案した所要自己資本率 $(\frac{B}{E})$ は第二号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要する所要自己資本率 $(\frac{B}{E})$ は第三号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要する相関係数E及びマチュリティ調整Eは、それぞれ第四号及び第五号により算出される額とする。

一・二 (略)

三

用いなければならない。

4 (略)

(ダブル・デフォルト効果の取扱い)

第百五十三条 (略)

2 (略)

3 ダブル・デフォルト効果を適用したエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、次条に定めるB、第百五十五条に定めるL、第百五十六条に定めるB及び第百五十七条に定めるマチュリティE(ただし、保証又はクレジット・デリバティブのEを用いるものとし、一年を下回ることはできない。)を用いて、次の第一号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要するダブル・デフォルト効果を勘案した所要自己資本率 $(\frac{B}{E})$ は第二号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要する所要自己資本率 $(\frac{B}{E})$ は第三号に掲げる算式により、同号に掲げる算式の算出に要する相関係数E及びマチュリティ調整Eは、それぞれ第四号及び第五号により算出される額とする。

一・二 (略)

三

所要自己資本率

$$(K_o) = \left[LGD_g \times N \left\{ (1-R)^{-0.5} \times G(PD_o) + \left(\frac{R}{1-R} \right)^{0.5} \times G(0.999) \right\} - EL \right] \times \{1 - 1.5 \times b\}^{-1} \times \{1 + (M - 2.5) \times b\}$$

LGD_gは、被保証債権若しくは原債権の債務者のLGD又は保証人若しくはプロテクション提供者のLGDのうち、当該取引の性質に照らして適切と認められる数値

PD_oは、被保証債権又は原債権の債務者のPD

ELは、PD_oにLGD_gを乗じた率。ただし、PD_oが百パーセントの場合は第二百十六条第六項に定めるEL_{default}とする。

四・五 (略)

4 (略)

(事業法人等向けエクスポージャーのLGD)

第二百五十五条 (略)

2 (略)

3 前項の規定にかかわらず、事業法人等向けエクスポージャー(劣後債権を除く。)に適格金融資産担保が設定されている場合は、法的に有効な相対ネットインング契約下にあるレポ形式の取引に関する場合を除き、基礎的内部格付手法採用金庫は、次に掲げる算式により信用リスク削減手法の効果を勘案することができる。

(略)

4 第二項の規定にかかわらず、事業法人等向けエクスポージャー(劣

所要自己資本率

$$(K_o) = LGD_g \times \left[N \left(\frac{G(PD_o) + \sqrt{R} \times G(0.999)}{\sqrt{1-R}} \right) - PD_o \right] \times \frac{1 + (M - 2.5) \times b}{1 - 1.5 \times b}$$

LGD_gは、被保証債権若しくは原債権の債務者のLGD又は保証人若しくはプロテクション提供者のLGDのうち、当該取引の性質に照らして適切と認められる数値

PD_oは、被保証債権又は原債権の債務者のPD

四・五 (略)

4 (略)

(事業法人等向けエクスポージャーのLGD)

第二百五十五条 (略)

2 (略)

3 前項の規定にかかわらず、事業法人等向けエクスポージャーに適格金融資産担保が設定されている場合は、法的に有効な相対ネットインング契約下にあるレポ形式の取引に関する場合を除き、基礎的内部格付手法採用金庫は、次に掲げる算式により信用リスク削減手法の効果を勘案することができる。

(略)

4 第二項の規定にかかわらず、事業法人等向けエクスポージャー(劣

後債権を除く。)を被担保債権として、適格債権担保、適格不動産担保又は適格その他資産担保(以下「適格資産担保」という。)が設定されており、次に掲げる運用要件を満たす場合であつて、当該エクスポージャーの額に対する適格資産担保の額の割合が次の表に定める最低所要担保カバー率以上であるときは、基礎的内部格付手法採用金庫は、当該事業法人等向けエクスポージャーについて、当該適格資産担保の額を次の表に定める超過担保カバー率で除した額に相当する部分について、次の表に定めるLGDを適用することができる。ただし、同一の被担保債権に複数の適格金融資産担保又は適格資産担保が設定されている場合は、適格不動産担保及び適格その他資産担保の各最低所要担保カバー率は、適格金融資産担保及び適格債権担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額に対する適格不動産担保及び適格その他資産担保のそれぞれの額を基準として算出する。

一・二 (略)

三 適格その他資産担保の目的たる資産(以下この号において「適格その他資産」という。)の「運用要件」は次に掲げる要件をいう。

イ 前号イからチまでに掲げる要件を満たすこと。この場合において、「適格不動産担保」とあるのは「適格その他資産担保」と、「不動産」とあるのは「資産」と、「適格不動産」とあるのは「適格その他資産」と、「登記」とあるのは「対抗要件が具備」と、「不動産鑑定士又は担保評価額の評価の精度が高いと認めるに足りる者により当該不動産」とあるのは「担保評価額の評価の精度が高いと認めるに足りる者により当該資産」と読み替える

後債権を除く。)を被担保債権として、適格債権担保、適格不動産担保又は適格その他資産担保(以下「適格資産担保」という。)が設定されており、次に掲げる運用要件を満たす場合であつて、当該エクスポージャーの額に対する適格資産担保の額の割合が次の表に定める最低所要担保カバー率以上であるときは、基礎的内部格付手法採用金庫は、当該事業法人等向けエクスポージャーについて、当該適格資産担保の額を次の表に定める超過担保カバー率で除した額に相当する部分について、次の表に定めるLGDを適用することができる。ただし、同一の被担保債権に複数の適格金融資産担保又は適格資産担保が設定されている場合は、適格不動産担保及び適格その他資産担保の各最低所要担保カバー率は、適格金融資産担保及び適格債権担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額に対する適格不動産担保及び適格その他資産担保のそれぞれの額を基準として算出する。

一・二 (略)

三 適格その他資産担保の目的たる資産(以下この号において「適格その他資産」という。)の「運用要件」は次に掲げる要件をいう。

イ 前号イからチまでに掲げる要件を満たすこと。ただし、「適格不動産」とあるのは「適格その他資産」と、「登記」とあるのは「対抗要件が具備」と、「不動産鑑定士又は担保評価額の精度が高いと認めるに足りる者」とあるのは「担保評価額の精度が高いと認めるに足りる者」と読み替えるものとする。

ものとする。 ロート (略) 5 (略)	ロート (略) 5 (略)
(事業法人等向けエクスポージャーのECL) 第百五十六条 (略)	(事業法人等向けエクスポージャーのECL) 第百五十六条 (略)
2・3 (略) 4 基礎的内部格付手法採用金庫が事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算式に用いるオフ・バランス資産項目のECLは、次に掲げる場合を除き、信用供与枠の未引出額又は債務者の報告するキャッシュ・フローに応じた信用供与可能額の上限の存在その他の利用制限を勘案した額のいずれか低い方に第七十二条に掲げる掛目を乗じて得た額をいう。ただし、信用供与枠を提供する約束がある場合は、内部格付手法採用金庫は、適用可能な掛目のうち低い方を適用するものとする。	2・3 (略) 4 基礎的内部格付手法採用金庫が事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算式に用いるオフ・バランス資産項目のECLは、次に掲げる場合を除き、信用供与枠の未引出額又は債務者の報告するキャッシュ・フローに応じた信用供与可能額の上限の存在その他の利用制限を勘案した額のいずれか低い方に第七十二条に掲げる掛目を乗じて得た額をいう。ただし、信用供与枠を提供する約束がある場合は、内部格付手法採用金庫は、適用可能な掛目のうち低い方を適用するものとする。
一 「リシットメント」、NIFs (Note Issuance Facilities) 及び RUFs (Revolving Underwriting Facilities) の掛目は七十五パーセントとする。ただし、任意の時期に無条件で取消し可能な場合又は債務者の信用力の悪化に伴い自動的に取り消し得る場合は、零パーセントとする。	一 融資枠契約、NIFs (Note Issuance Facilities) 及び RUFs (Revolving Underwriting Facilities) の掛目は七十五パーセントとする。ただし、任意の時期に無条件で取消し可能な場合又は債務者の信用力の悪化に伴い自動的に取り消し得る場合は、零パーセントとする。
二 (略) 5 (略) (マチュリティ) 第百五十七条 (略)	二 (略) 5 (略) (マチュリティ) 第百五十七条 (略)

2 (略) 3 第一項ただし書の規定にかかわらず、次の各号に該当する短期のエクスポージャーのうち契約当初の満期が一年未満のものについては、一年の下限を適用しない。この場合において、マチュリティは、一日以上の実効マチュリティを用いるものとする。 一〇三 (略) 四 有価証券等又は資金を決済するための取引（派生商品取引を除く。）によるエクスポージャー 4・5 (略)	(リテール向けエクスポージャーに保証又はクレジット・デリバティブが付された場合の取扱い) 第百六十一条 内部格付手法採用金庫は、リテール向けエクスポージャーに保証又はクレジット・デリバティブが付されている場合で、債務者の信用リスクが保証人又はプロテクション提供者に完全に代替されるときは、前三条の規定にかかわらず、被保証債権の被保証部分又は原債権のプロテクションが提供されている部分に保証又はクレジット・デリバティブを勘案したPD又はLGDのいずれかを適用することができる。 (信用リスク・アセットのみなし計算) 第百六十六条 内部格付手法採用金庫は、保有するエクスポージャーの信用リスク・アセットの額を直接に計算することができない場合で、当該エクスポージャーの裏付けとなる個々の資産が明らかなきは、当該裏付けとなる個々の資産の信用リスク・アセットの総額
2 (略) 3 第一項ただし書の規定にかかわらず、次の各号に該当する短期のエクスポージャーのうち契約当初の満期が一年未満のものについては、一年の下限を適用しない。この場合において、マチュリティは、一日以上の実効マチュリティを用いるものとする。 一〇三 (略) 四 有価証券、コモディティ、外国通貨又は資金を決済するための取引（派生商品取引を除く。）によるエクスポージャー 4・5 (略)	(リテール向けエクスポージャーに保証又はクレジット・デリバティブが付された場合の取扱い) 第百六十一条 内部格付手法採用金庫は、リテール向けエクスポージャーに保証又はクレジット・デリバティブが付されている場合で、債務者の信用リスクが保証人又はプロテクション提供者に完全に代替されるときは、前三条の規定にかかわらず、被保証債権の被保証部分のリスク・ウェイトに代えて保証又はクレジット・デリバティブを勘案したPD又はLGDのいずれかを適用することができる。 (信用リスク・アセットのみなし計算) 第百六十六条 内部格付手法採用金庫は、保有するエクスポージャーの信用リスク・アセットを直接に計算することができない場合で、当該エクスポージャーの裏付けとなる個々の資産が明らかなきは、当該裏付けとなる個々の資産の信用リスク・アセットの総額を

をもって当該エクスポージャーの信用リスク・アセットの額とすることができ。

2 前項に規定する場合において、当該エクスポージャーの裏付けとなる個々の資産に株式等エクスポージャーが含まれており、かつ、当該エクスポージャーの裏付けとなる資産の総額の過半数を株式等エクスポージャーが占めるときは、当該エクスポージャーの額に、当該エクスポージャーの裏付けとなる資産の総額の過半数を占める株式等エクスポージャーに対応するリスク・ウェイトを乗じた額を当該エクスポージャーの信用リスク・アセットの額とすることができる。

3 内部格付手法採用金庫は、保有するエクスポージャーの信用リスク・アセットの額を直接に計算することができず、かつ、前二項の規定によることができない場合であって、当該エクスポージャーの裏付けとなる資産の運用に関する基準が明らかとなるときは、当該資産運用基準に基づき最も信用リスク・アセットが大きくなる資産構成を想定し、当該資産構成を取った場合の信用リスク・アセットの額を当該エクスポージャーの信用リスク・アセットの額とすることができる。ただし、次の各号に掲げる方法による場合は、それぞれの要件を満たさなければならない。

一・二 (略)

4 内部格付手法採用金庫は、保有するエクスポージャーの信用リスク・アセットの額を直接に計算することができず、かつ、第一項及び第二項の規定によることができない場合であって、当該エクスポージャーの裏付けとなる資産の運用に関する基準が明らかでないときは、当該エクスポージャーが次の各号に掲げる要件を満たしている

をもって当該エクスポージャーの信用リスク・アセットとすることができる。

2 前項に規定する場合において、当該エクスポージャーの裏付けとなる個々の資産に株式等エクスポージャーが含まれており、かつ、当該エクスポージャーの裏付けとなる資産の総額の過半数を株式等エクスポージャーが占めるときは、当該エクスポージャーの額に、当該エクスポージャーの裏付けとなる資産の総額の過半数を占める株式等エクスポージャーに対応するリスク・ウェイトを乗じた額を当該エクスポージャーの信用リスク・アセットとすることができる。

3 内部格付手法採用金庫は、保有するエクスポージャーの信用リスク・アセットを直接に計算することができず、かつ、前二項の規定によることができない場合であって、当該エクスポージャーの裏付けとなる資産の運用に関する基準が明らかとなるときは、当該資産運用基準に基づき最もリスク・アセットが大きくなる資産構成を想定し、当該資産構成を取った場合の信用リスク・アセットの額を当該エクスポージャーの信用リスク・アセットの額とすることができる。ただし、次の各号に掲げる方法による場合は、それぞれの要件を満たさなければならない。

一・二 (略)

4 内部格付手法採用金庫は、保有するエクスポージャーの信用リスク・アセットを直接に計算することができず、かつ、第一項及び第二項の規定によることができない場合であって、当該エクスポージャーの裏付けとなる資産の運用に関する基準が明らかでないときは、当該エクスポージャーが次の各号に掲げる要件を満たしている

る限りにおいて、前条第七項に定める「内部モデル手法」を準用して信用リスク・アセットの額を算出することができる。この場合において、「株式」及び「株式等エクスポージャー」とあるのは「エクスポージャー」と読み替えるものとする。

一〇三 (略)

5 内部格付手法採用金庫は、保有するエクスポージャーの信用リスク・アセットの額を直接に計算することができず、第一項及び第二項の規定によることができず、かつ、当該エクスポージャーの裏付けとなる資産の運用に関する基準が明らかでない場合であつて、裏付けとなる個々の資産のリスク・ウェイトの加重平均が四百パーセントを下回る蓋然性が高いときは、当該エクスポージャーの額に四百パーセントを乗じた額を、それ以外のときは当該エクスポージャーの額に千二百五十パーセントを乗じた額を当該エクスポージャーの信用リスク・アセットの額とすることができる。

6 (略)

限りにおいて、前条第七項に定める「内部モデル手法」を準用して信用リスク・アセットの額を算出することができる。この場合において、「株式」及び「株式等エクスポージャー」とあるのは「エクスポージャー」と読み替えるものとする。

一〇三 (略)

5 内部格付手法採用金庫は、保有するエクスポージャーの信用リスク・アセットを直接に計算することができず、第一項及び第二項の規定によることができず、かつ、当該エクスポージャーの裏付けとなる資産の運用に関する基準が明らかでない場合であつて、裏付けとなる個々の資産のリスク・ウェイトの加重平均が四百パーセントを下回る蓋然性が高いときは、当該エクスポージャーの額に四百パーセントを乗じた額を、それ以外のときは当該エクスポージャーの額に千二百五十パーセントを乗じた額を当該エクスポージャーの信用リスク・アセットの額とすることができる。

6 (略)

○【信用金庫告示】

(適格購入事業法人等向けエクスポージャーのデフォルト・リスク
相当部分の信用リスク・アセットの額)

第百六十九条 (略)

2 基礎的内部格付手法採用金庫は、適格購入事業法人等向けエクスポージャーの Σ 推計が困難である場合で、かつ、当該エクスポージャーの属する適格購入事業法人等向けエクスポージャーのプールに劣後債権が含まれない場合は、当該適格購入事業法人等向けエクスポージャーのデフォルト・リスク相当部分の信用リスク・アセットの額を算出するに当たって、第百五十四条に定める Σ に代えて、適格購入事業法人等向けエクスポージャープールに対応する一年間のデフォルト率を百分率で表した推計値(ただし、 $0 \cdot 0$ 三パーセントを下回らないものとする。)又は Σ を四十五パーセントで除した値を PD とし、 LGD を四十五パーセントとすることができる。

3～7 (略)

8 内部格付手法採用金庫が、トップ・ダウン・アプローチを用いて適格購入事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合は、当該適格購入事業法人等向けエクスポージャーの実効マチュリティ(Σ^*)は、当該適格購入事業法人等向けエクスポージャーの属する適格購入事業法人等向けエクスポージャープール内の個々の適格購入事業法人等向けエクスポージャーごとに第百五十七条に基づき算出された実効マチュリティ(Σ)を算出し、適格購入事業法人等向けエクスポージャーの残高で加重平均した期

(適格購入事業法人等向けエクスポージャーのデフォルト・リスク
相当部分の信用リスク・アセットの額)

第百六十九条 (略)

2 基礎的内部格付手法採用金庫は、適格購入事業法人等向けエクスポージャーの Σ 推計が困難である場合で、かつ、当該エクスポージャーの属する適格購入事業法人等向けエクスポージャーのプールに劣後債権が含まれない場合は、当該購入事業法人等向けエクスポージャーのデフォルト・リスク相当部分の信用リスク・アセットの額を算出するに当たって、第百五十四条に定める Σ に代えて、適格購入事業法人等向けエクスポージャープールに対応する一年間のデフォルト率を百分率で表した推計値(ただし、 $0 \cdot 0$ 三パーセントを下回らないものとする。)又は Σ を四十五パーセントで除した値を PD とし、 LGD を四十五パーセントとすることができる。

3～7 (略)

8 内部格付手法採用金庫が、トップ・ダウン・アプローチを用いて適格購入事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合は、当該適格購入事業法人等向けエクスポージャーの実効マチュリティ(Σ^*)は、当該適格購入事業法人等エクスポージャーの属する適格購入事業法人等向けエクスポージャープール内の個々の適格購入事業法人等向けエクスポージャーごとに第百五十七条に基づき算出された実効マチュリティ(Σ)を算出し、適格購入事業法人等向けエクスポージャーの残高で加重平均した期間と

間とする。

9 前項及び第五十七条の規定にかかわらず、リボルビング型購入債権に係る信用供与枠の未引出額に係る実効マチュリティは、コミットメントの残存期間にリボルビング型購入債権の売買契約において今後引き出され得る債権のうち譲り受け得る債権について考えられる最も長いマチュリティを有する債権のマチュリティと購入債権に係る信用供与枠のマチュリティを合計した期間とする。ただし、誓約条項、早期償還条項の設定、その他当該信用供与枠の設定期間にわたってリボルビング型購入債権の売買契約に基づき内部格付手法採用金庫が将来譲り受ける購入債権の質が重大に低下することを防止する措置が設けられている場合は、前項に規定する当該適格購入事業法人等向けエクスポージャーのマチュリティを当該信用供与枠の未引出額に係るマチュリティとすることができる。

(見積残存価額部分に係る信用リスク・アセットの額)

第七十六条 (略)

2 第五十二条第一項の規定は、見積残存価額に係る信用リスク・アセットについて準用する。この場合において、「事業法人等向けエクスポージャー」とあり、「被保証債権」とあり、及び「原債権」とあるのは「見積残存価額」と読み替えるものとする。

(事業法人等向けエクスポージャーの格付の構造)

第八十二条 (略)

2 (略)

3 内部格付手法採用金庫は、各債務者格付の定義を規定するに当た

する。

9 前項及び第五十七条の規定にかかわらず、リボルビング型購入債権に係る信用供与枠の未引出額に係る実効マチュリティは、融資枠契約の残存期間にリボルビング型購入債権の売買契約において今後引き出され得る債権のうち譲り受け得る債権について考えられる最も長いマチュリティを有する債権のマチュリティと購入債権に係る信用供与枠のマチュリティを合計した期間とする。ただし、誓約条項、早期償還条項の設定、その他当該信用供与枠の設定期間にわたってリボルビング型購入債権の売買契約に基づき内部格付手法採用金庫が将来譲り受ける購入債権の質が重大に低下することを防止する措置が設けられている場合は、前項に規定する当該適格購入事業法人等向けエクスポージャーのマチュリティを当該信用供与枠の未引出額に係るマチュリティとすることができる。

(見積残存価額部分に係る信用リスク・アセットの額)

第七十六条 (略)

2 第五十二条第一項の規定は、見積残存価額に係る信用リスク・アセットについて準用する。この場合において、「事業法人等向けエクスポージャー」とあるのは「見積残存価額」と、「被保証債権」とあるのは「見積残存価額」と読み替えるものとする。

(事業法人等向けエクスポージャーの格付の構造)

第八十二条 (略)

2 (略)

3 内部格付手法採用金庫は、各債務者格付の定義を規定するに当た

つては、当該債務者格付を付与される債務者に典型的なリスクの水
準及び当該格付に相当する信用リスクの程度を判断するために使用
する基準を設けなければならない。

4～6 (略)

(格付の基準)

第百八十四条 (略)

2～4 (略)

5 格付の付与及びプールへの割当ての基準は、内部格付手法採用金
庫の信用供与の基準並びに問題の生じた債務者及びエクスポージャ
ーの取扱方針と一貫したものでなければならない。

(格付付与及びプールへの割当てにおける評価対象期間)

第百八十八条 (略)

2 内部格付手法採用金庫は、事業法人等向けエクスポージャーに対
する債務者格付の付与及びリテール向けエクスポージャーのプール
への割当てに当たって、経済状況の悪化又は予期せぬ事態の発生に
もかわらず、債務者が契約に従って債務を履行する能力及び意思
を次の各号に掲げる方法その他の適切な方法により評価しなければ
ならない。

一 事業法人等向けエクスポージャーに対する債務者格付の付与及
びリテール向けエクスポージャーのプールについて PD 及び LGD
の推計を行うに当たって特定の適切なストレス・シナリオを利用
すること。

二 (略)

つては、当該債務者格付に付与される債務者に典型的なリスクの水
準及び当該格付に相当する信用リスクの程度を判断するために使用
する基準を設けなければならない。

4～6 (略)

(格付の基準)

第百八十四条 (略)

2～4 (略)

5 格付の付与及びプールへの割当ての基準は、内部格付手法採用金
庫の信用供与の基準及び問題の生じた債務者及びエクスポージャ
ーの取扱方針と一貫したものでなければならない。

(格付付与及びプールへの割当てにおける評価対象期間)

第百八十八条 (略)

2 内部格付手法採用金庫は、事業法人等向けエクスポージャーに対
する債務者格付の付与及びリテール向けエクスポージャーのプール
への割当てに当たって、経済状況の悪化又は予期せぬ事態の発生に
もかわらず、債務者が契約に従って債務を履行する能力及び意思
を次の各号に掲げる方法その他の適切な方法により評価しなければ
ならない。

一 事業法人等向けエクスポージャーに対する債務者格付の付与及
びリテール向けエクスポージャーのプールについて PD、LGD の推
計を行うに当たって特定の適切なストレス・シナリオを利用する
こと。

二 (略)

3～5 (略) (モデルの利用) 第百八十九条 内部格付手法採用金庫は、債務者格付若しくは案件格付の付与又は PD、LGD 及び EAD の推計に統計的モデルその他の機械的な手法（以下「モデル」と総称する。）を用いる場合は、次に掲げるすべての要件を満たさなければならない。 一～三 (略) 四 モデルを人的判断と組み合わせて用いている場合は、次に掲げるすべての要件を満たすものであること。 イ・ロ (略) 五・六 (略)	3～5 (略) (モデルの利用) 第百八十九条 内部格付手法採用金庫は、債務者格付若しくは案件格付の付与又は PD、LGD 及び EAD の推計に統計的モデルその他の機械的な手法（以下「モデル」と総称する。）を用いる場合は、次に掲げるすべての要件を満たさなければならない。 一～三 (略) 四 モデルを人的判断と組合せて用いている場合は、次に掲げるすべての要件を満たすものであること。 イ・ロ (略) 五・六 (略)
(内部格付制度及び運用に関する書類の作成) 第百九十条 (略) 2 前項に掲げる信用リスク管理指針は、内部格付手法採用金庫がこの節（ただし、第七款から第九款までを除く。）に掲げる最低要件を遵守していることを証明するものでなければならない。 3 (略) (事業法人等向けエクスポージャーに対する格付の付与) 第百九十二条 (略) 2 内部格付手法採用金庫は、事業法人等向けエクスポージャーの債務者に債務者格付を付与する場合は、事業体等单位で個別に付与しなければならない。ただし、内部格付手法採用金庫が当該事業体等	(内部格付制度及び運用に関する書類の作成) 第百九十条 (略) 2 前項に掲げる信用リスク管理指針は、内部格付手法採用金庫が第四節（ただし、第七款から第九款までを除く。）に掲げる最低要件を遵守していることを証明するものでなければならない。 3 (略) (事業法人等向けエクスポージャーに対する格付の付与) 第百九十二条 (略) 2 内部格付手法採用金庫は、事業法人等向けエクスポージャーの債務者に債務者格付を付与する場合は、事業体等单位で個別に付与なければならない。ただし、内部格付手法採用金庫が当該事業体等

の親法人等（銀行法施行令第四条の二第二項に規定する親法人等をいう。）、子法人等及び関連法人等の一部又は全部に同一の債務者格付を付与する方針を定めている場合であつて、当該方針に従い一括して同一の債務者格付を付与しているときは、この限りでない。

（自己資本の充実度を評価するためのストレス・テスト）

第百九十九条 内部格付手法採用金庫は、自己資本の充実度を評価するために適切なストレス・テストを実施しなければならない。

2 (略)

(監視)

第二百二十五条 内部格付手法採用金庫は、EADの推計の対象となるエクスポージャーについて、次に掲げる事項その他の残高の監視及び支払に関する方針について相当な注意を払わなければならない。

一 (略)

二 エクスポージャーの額、コミットメントに対する現在の実行残高、債務者別の残高及び格付別残高の変化を日次で監視するための、適切なシステムと手続を具備すること。

第二百二十九条 (略)

2 内部格付手法採用金庫は、適格購入事業法人等向けエクスポージャーについて、トップ・ダウン・アプローチを用いて PD、若しくは LGD (PD 及び LGD については PD を用いて推計する場合を含む。以下この目において同じ。) を推計する場合又は EAD 及び EAD を推計する場合

の親法人等（銀行法施行令第四条の二第二項に規定する親法人等をいう。）、子法人等及び関連法人等の一部又は全部に同一の債務者格付に付与する方針を定めている場合であつて、当該方針に従い一括して同一の債務者格付を付与しているときは、この限りでない。

（自己資本の充実度を評価するためのストレス・テスト）

第百九十九条 内部格付手法採用金庫は、所要自己資本の額の充実度を評価するために適切なストレス・テストを実施しなければならない。

2 (略)

(監視)

第二百二十五条 内部格付手法採用金庫は、EADの推計の対象となるエクスポージャーについて、次に掲げる事項その他の残高の監視及び支払に関する方針について相当な注意を払わなければならない。

一 (略)

二 エクスポージャーの額、融資枠契約に対する現在の実行残高、債務者別の残高及び格付別残高の変化を日次で監視するための、適切なシステムと手続を具備すること。

第二百二十九条 (略)

2 内部格付手法採用金庫は、適格購入事業法人等向けエクスポージャーについて、トップ・ダウン・アプローチを用いて PD、LGD (PD 及び LGD については PD を用いて推計する場合を含む。以下この目において同じ。) を推計する場合又は EAD 及び EAD を推計する場合並びに購

及び購入リテール向けエクスポージャーについて PD、LGD 又は EL_{initial} を推計する場合は、適格購入事業法人等向けエクスポージャー又は購入リテール向けエクスポージャーの属するプールと類似のプールについて当該内部格付手法採用金庫が有するデータ又は購入債権の譲渡人若しくは外部から提供されるデータその他すべての入手可能な購入債権の質に関する情報を勘案しなければならない。

3・4 (略)

(標準的手法における証券化エクスポージャーに対する信用リスク・アセット)

第二百四十九条 (略)

2・6 (略)

7 第二項の規定にかかわらず、次に掲げる要件のすべてを満たす場合は、ABCプログラムに対して提供される無格付のコミットメント及び信用補完等の証券化エクスポージャーについて、自己資本控除に代えて、当該証券化エクスポージャーの原資産を構成する個別の資産に対して適用されるリスク・ウェイトのうち最も高いものと百パーセントのうち、いずれか高い方を適用することができる。

一・二 (略)

8 (略)

(内部評価方式の運用要件)

第二百六十五条 内部格付手法採用金庫は、内部評価方式により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出するには、次に掲げる運用要件を満たさなければならない。

入リテール向けエクスポージャーについて PD、LGD 又は EL_{initial} を推計する場合は、適格購入事業法人等向けエクスポージャー又は購入リテール向けエクスポージャーの属するプールと類似のプールについて当該内部格付手法採用金庫が有するデータ又は購入債権の譲渡人若しくは外部から提供されるデータその他すべての入手可能な購入債権の質に関する情報を勘案しなければならない。

3・4 (略)

(標準的手法における証券化エクスポージャーに対する信用リスク・アセット)

第二百四十九条 (略)

2・6 (略)

7 第二項の規定にかかわらず、次に掲げる要件のすべてを満たす場合は、ABCプログラムに対して提供される無格付の融資枠契約及び信用補完等の証券化エクスポージャーについて、自己資本控除に代えて、当該証券化エクスポージャーの原資産を構成する個別の資産に対して適用されるリスク・ウェイトのうち最も高いものと百パーセントのうち、いずれか高い方を適用することができる。

一・二 (略)

8 (略)

(内部評価方式の運用要件)

第二百六十五条 内部格付手法採用金庫は、内部評価方式により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出するには、次に掲げる運用要件を満たさなければならない。

一〇十 (略) 十一 内部評価方式による運用の実績を評価するために当該実績が継続的に記録されており、かつ、エクスポージャーの実績が対応する内部評価から恒常的に乖離している場合は必要に応じて調整が行われていること。 十二〇十六 (略) (内部格付手法におけるオフ・バランス資産項目の与信相当額等) 第二百六十六条 (略) 2 (略) 3 第二百五十七条の規定にかかわらず、オフ・バランス資産項目に係る証券化エクスポージャーについて指定関数方式により信用リスク・アセットの額を計算する場合で、所要自己資本率の計算を行うことができないときは、当該オフ・バランス資産項目に係る未実行部分の額を自己資本控除とする。ただし、次に掲げるオフ・バランス資産項目に係る証券化エクスポージャーについては、想定元本額のうち未実行部分の額に次に掲げる掛目を乗じた額を与信相当額として裏付資産を構成する個々の資産に対して標準的手法で適用されるリスク・ウェイトのうち、最も高いリスク・ウェイトを乗じた額をもって、信用リスク・アセットの額とすることができる。 一・二 (略) 三 市場が機能不全となっている場合にのみ利用可能な適格流動性補完 二十パーセント (内部格付手法における早期償還条項の取扱い)	
一〇十 (略) 十一 内部評価方式による運用の実績を評価するために当該実績が継続的に記録されており、かつ、エクスポージャーの実績が対応する内部評価から恒常的に乖離している場合は必要に応じて調整が行われていること。 十二〇十六 (略) (内部格付手法におけるオフ・バランス資産項目の与信相当額等) 第二百六十六条 (略) 2 (略) 3 第二百五十七条の規定にかかわらず、オフ・バランス資産項目に係る証券化エクスポージャーについて指定関数方式により信用リスク・アセットの額を計算する場合で、所要自己資本率の計算を行うことができないときは、当該オフ・バランス資産項目に係る未実行部分の額を自己資本控除とする。ただし、次に掲げるオフ・バランス資産項目に係る証券化エクスポージャーについては、想定元本額のうち未実行部分の額に次に掲げる掛目を乗じた額を与信相当額として裏付資産を構成する個々の資産に対して標準的手法で適用されるリスク・ウェイトのうち、最も高いリスク・ウェイトを乗じた額をもって、信用リスク・アセットの額とすることができる。 一・二 (略) 三 市場が機能不全に陥っている場合にのみ利用可能な適格流動性補完 二十パーセント (内部格付手法における早期償還条項の取扱い)	

第二百七十条 第二百五十二条の規定は、内部格付手法により早期償還条項付の証券化取引に係る信用リスク・アセットの額を算出する場合に準用する。この場合において、「投資家の保有する証券化エクスポージャーの額」とあるのは、「証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額」と読み替えるものとする。

2 (略)

3 第一項の計算において、投資家の持分に対する信用リスク・アセットの額は、投資家の保有する証券化エクスポージャーの額に第二百五十二条第二項又は第三項に定める掛目及び所要自己資本率を乗じて得た値とする。

(金利リスク・カテゴリーの個別リスク)

第二百八十四条 第二百八十条第一号に掲げる金利リスク・カテゴリーの個別リスクの額は、債券等の銘柄ごとのネット・ポジションの額に、次の表の上欄に掲げる区分に応じ同表の下欄に定めるリスク・ウェイトを乗じて得た額の合計額とする。ただし、日本国政府又は我が国の地方公共団体の発行する円建ての債券等のうち円建てで調達されたものについては、リスク・ウェイトを零パーセントとすることができる。

債券等の種類			リスク・ウェイト (パーセント)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

第二百七十条 第二百五十二条の規定は、内部格付手法により早期償還条項付の証券化取引に係る信用リスク・アセットの額を算出する場合に準用する。この場合において、投資家の保有に係る証券化エクスポージャーの額とは、証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額をいう。

2 (略)

3 第一項の計算において、投資家の持分に対する信用リスク・アセットの額は、投資家の保有に係る証券化エクスポージャーの額に第二百五十二条第二項又は第三項に定める掛目及び所要自己資本率を乗じて得た値とする。

(金利リスク・カテゴリーの個別リスク)

第二百八十四条 第二百八十条第一号に掲げる金利リスク・カテゴリーの個別リスクの額は、債券等の銘柄ごとのネット・ポジションの額に、次の表の上欄に掲げる区分に応じ同表の下欄に定めるリスク・ウェイトを乗じて得た額の合計額とする。ただし、日本国政府又は我が国の地方公共団体の発行する円建ての債券等のうち円建てで調達されたものについては、リスク・ウェイトを零パーセントとすることができる。

債券等の種類			リスク・ウェイト (パーセント)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
その他(適格格付機関により付与された格付 に対応する信用リスク区分が4―4である もの)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)

2
(略)

(注1)・(注2) (略)

(粗利益配分手法)

第三百五条 粗利益配分手法を用いて算出するオペレーショナル・リス
ク相当額は、一年間の粗利益を業務区分(別表第一の中欄に掲げ
るものをいう。以下同じ。)に配分した上で、当該業務区分に応じ、
同表の上欄に掲げる掛目を乗じて得た額(以下この条及び第三百十
九条において「業務区分配分値」という。)をすべての業務区分につ
いて合計したもの及び同表の注4に規定するある業務の粗利益を特
定の業務区分に配分することができない場合における当該粗利益に
十八パーセントの掛目を乗じて得た額(次項において「配分不能値」

(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
その他(適格格付機関により付与された格付 に対応する信用リスク区分が4―4又は5 ―3であるもの)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)

2
(略)

(注1)・(注2) (略)

(粗利益配分手法)

第三百五条 粗利益配分手法を用いて算出するオペレーショナル・リス
ク相当額は、一年間の粗利益を業務区分(別表第一の中欄に掲げ
るものをいう。以下同じ。)に配分した上で、当該業務区分に応じ、
同表の上欄に掲げる掛目を乗じて得た額(以下この条及び第三百十
九条において「業務区分配分値」という。)をすべての業務区分につ
いて合計したもの(以下この条及び第三百十九条において「年間合
計値」という。)の直近三年間の平均値とする。ただし、年間合計値
が負の値である場合には、零として平均値を計算するものとする。

という。)を合算したもの(以下この条及び第三百十九条において「年間合計値」という。)の直近三年間の平均値とする。ただし、年間合計値が負の値である場合には、零として平均値を計算するものとする。

2 前項において、一の業務区分に係る業務区分配分値又は配分不能値が負の値である場合には、当該業務区分配分値又は配分不能値を他の業務区分に係る業務区分配分値又は配分不能値のうち正の値であるものと相殺することができる。

3 (略)

(承認の基準)

第三百八条 金融庁長官は、粗利益配分手法の使用について第三百六条第一項の承認をしようとするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 オペレーショナル・リスクを管理するための体制(以下この章において「管理体制」という。)の整備について、理事会等及び担当理事(オペレーショナル・リスクの管理について業務執行権限を授けられたものをいう。以下この条及び別表第一の注において同じ。)の責任が明確化されていること。

二 五 (略)

六 オペレーショナル・リスク損失(別表第二に定めるオペレーショナル・リスクの損失事象の結果として生じる損失をいう。以下同じ。)のうち重大なものを含むオペレーショナル・リスクの情報について、管理部門から各業務部門の責任者、理事会等及び担当理事に定期的に報告が行われ、当該報告に基づき適切な措置をと

2 前項において、一の業務区分に係る業務区分配分値が負の値である場合には、当該業務区分配分値を他の業務区分に係る業務区分配分値のうち正の値であるものと相殺することができる。

3 (略)

(承認の基準)

第三百八条 金融庁長官は、粗利益配分手法の使用について第三百六条第一項の承認をしようとするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 オペレーショナル・リスクを管理するための体制(以下この章において「管理体制」という。)の整備について、理事会及び担当理事(オペレーショナル・リスクの管理について業務執行権限を授けられたものをいう。以下この条において同じ。)の責任が明確化されていること。

二 五 (略)

六 オペレーショナル・リスク損失(別表第二に定めるオペレーショナル・リスクの損失事象の結果として生じる損失をいう。以下同じ。)のうち重大なものを含むオペレーショナル・リスクの情報について、管理部門から各業務部門の責任者、理事会及び担当理事に定期的に報告が行われ、当該報告に基づき適切な措置をと

るための体制が整備されていること。

七 (略)

(予備計算)

第三百十四条 先進的計測手法の使用について第三百十二条第一項の承認を受けようとする信用金庫又は信用金庫連合会は、先進的計測手法の使用を開始しようとする日の属する事業年度の前事業年度以降において、先進的計測手法に基づいて自己資本比率を予備的に計算し、当該前事業年度の間予備計算報告書（事業年度開始の日から当該事業年度の九月三十日までの管理体制の運用状況及び当該事業年度の九月三十日の自己資本比率の状況に関する事項を記載した書類をいう。以下この条において同じ。）及び当該前事業年度の予備計算報告書（事業年度の管理体制の運用状況及び当該事業年度の末日の自己資本比率の状況に関する事項を記載した書類をいう。以下この条において同じ。）を作成しなければならない。ただし、先進的計測手法採用金庫、信用協同組合告示第一条第十二号に規定する先進的計測手法を採用する信用協同組合等又は労働金庫告示第一条第十二号に規定する先進的計測手法採用金庫が行う合併その他の組織再編成により新たに設立される信用金庫若しくは信用金庫連合会又は当該組織再編成後に存続する信用金庫若しくは信用金庫連合会が先進的計測手法の使用について承認を受けようとする場合において、当該組織再編成が先進的計測手法に基づく自己資本比率の計算の継続性に重要な影響を及ぼすものでなく、かつ、当該承認を受けようとする信用金庫又は信用金庫連合会が当該組織再編成前に先進的計測手法を採用していた金融機関における数値等に基づく中間予

ための体制が整備されていること。

七 (略)

(予備計算)

第三百十四条 先進的計測手法の使用について第三百十二条第一項の承認を受けようとする信用金庫又は信用金庫連合会は、先進的計測手法の使用を開始しようとする日の属する事業年度の前事業年度以降において、先進的計測手法に基づいて自己資本比率を予備的に計算し、当該前事業年度の間予備計算報告書（事業年度開始の日から当該事業年度の九月三十日までの管理体制の運用状況及び当該事業年度の九月三十日の自己資本比率の状況に関する事項を記載した書類をいう。以下この条において同じ。）及び当該前事業年度の予備計算報告書（事業年度の管理体制の運用状況及び当該事業年度の末日の自己資本比率の状況に関する事項を記載した書類をいう。以下この条において同じ。）を作成しなければならない。ただし、使用を開始しようとする日が十月一日以降である場合には当該前事業年度の間予備計算報告書に代えて、当該使用を開始しようとする日の属する事業年度の中間予備計算報告書を作成しなければならない。

備計算報告書及び予備計算報告書に準ずる書類を作成することができるときは、この限りでない。

2・3 (略)

4 先進的計測手法の使用を開始しようとする日が十月一日以降である場合における前三項の規定の適用については、第一項中「当該前事業年度の中間予備計算報告書」とあるのは、「当該使用を開始しようとする日の属する事業年度の中間予備計算報告書」とする。

第十一章 雑則

(財務局長等への権限の委任)

第三百二十一条 金融庁長官は、第六十一条第二項の規定による届出の受理の権限を、当該届出をする信用金庫又は信用金庫連合会の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

附 則

(内部格付手法の適用日前の予備計算及び承認)

第四条 (略)

2・3 (略)

4 平成二十一年三月三十一日前に先進的内部格付手法採用金庫になろうとする信用金庫又は信用金庫連合会に対する第一項及び前項の規定に基づく新告示第四百十条の規定の適用については、同条第一項中「事業年度の前事業年度」とあるのは「事業年度の二年前の事業年度」と、「当該前事業年度」とあるのは「当該使用を開始しよう

2・3 (略)

(新設)

(新設)

附 則

(内部格付手法の適用日前の予備計算及び承認)

第四条 (略)

2・3 (略)

4 平成二十一年三月三十一日前に先進的内部格付手法採用金庫になろうとする信用金庫又は信用金庫連合会に対する第一項及び前項の規定に基づく新告示第四百十条の規定の適用については、同条第一項中「事業年度の前事業年度」とあるのは「事業年度の二年前の事業年度」と、「当該前事業年度」とあるのは「当該使用を開始しよう

とする日の属する事業年度の前事業年度及び二年前の事業年度」と、同条第四項中「当該使用を開始しようとする日の属する事業年度の中間予備計算報告書」とあるのは「当該使用を開始しようとする日の属する事業年度及びその前事業年度の中間予備計算報告書」とする。	とする日の属する事業年度の前事業年度及び二年前の事業年度」と、「当該使用を開始しようとする日の属する事業年度の中間予備計算報告書を作成」とあるのは「当該使用を開始しようとする日の属する事業年度及びその前事業年度の中間予備計算報告書を作成」とする。
5 (略) (先進的計測手法の適用日前の予備計算及び承認)	5 (略) (先進的計測手法の適用日前の予備計算及び承認)
第八条 (略) 2 平成二十一年三月三十一日前に先進的計測手法採用金庫になろうとする信用金庫又は信用金庫連合会に対する新告示第三百十四条の規定の適用については、同条第一項中「事業年度の前事業年度」とあるのは「事業年度の二年前の事業年度」と、「当該前事業年度」とあるのは「当該使用を開始しようとする日の属する事業年度の前事業年度及び二年前の事業年度」と、同条第四項中「当該使用を開始しようとする日の属する事業年度の中間予備計算報告書」とあるのは「当該使用を開始しようとする日の属する事業年度及びその前事業年度の中間予備計算報告書」とする。	第八条 (略) 2 平成二十一年三月三十一日前に先進的計測手法採用金庫になろうとする信用金庫又は信用金庫連合会に対する新告示第三百十四条の規定の適用については、同条第一項中「事業年度の前事業年度」とあるのは「事業年度の二年前の事業年度」と、「当該前事業年度」とあるのは「当該使用を開始しようとする日の属する事業年度の前事業年度及び二年前の事業年度」と、「当該使用を開始しようとする日の属する事業年度の中間予備計算報告書を作成」とあるのは「当該使用を開始しようとする日の属する事業年度及びその前事業年度の中間予備計算報告書を作成」とする。
3・4 (略) (移行期間中における内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限の特則) 第九条 (略) 2 前項において、「旧所要自己資本の額」とは、次の表の上欄に掲げる自己資本比率について、それぞれ同表の下欄に定める所要自己資	3・4 (略) (移行期間中における内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限の特則) 第九条 (略) 2 前項において、「旧所要自己資本の額」とは、次の表の上欄に掲げる自己資本比率について、それぞれ同表の下欄に定める所要自己資

本の額をいい、「新所要自己資本の額」とは、新告示第十条第五項、第十八条第五項、第三十条第五項及び第四十一条第五項に規定する新所要自己資本の額をいう。この場合において、旧告示第三条第一

項中「営業権に相当する額、連結調整勘定に相当する額及び企業結合により計上される無形固定資産（営業権及び連結調整勘定を除く。

第六条、第十八条及び第二十二條において同じ。）に相当する額（当

該企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額を含む。第六条、第十八条及び第二十二條において

同じ。）とあるのは「のれんに相当する額（正の値である場合に限る。）、営業権（のれんを除く。）に相当する額及び企業結合又は子会

社株式の追加取得により計上される無形固定資産（のれんを除く。）に相当する額（企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の

値である場合の当該評価差額又は子会社株式の追加取得に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額に限

る。）と、旧告示第十条第一項中「営業権に相当する額及び企業結合により計上される無形固定資産（営業権を除く。第十三条、第二

十八条及び第三十二條において同じ。）に相当する額（当該企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価

差額を含む。第十三条、第二十八條及び第三十二條において同じ。）とあるのは「のれんに相当する額（正の値である場合に限る。）、営

業権（のれんを除く。）に相当する額及び企業結合により計上される無形固定資産（のれんを除く。）に相当する額（企業結合に伴う再評

価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額に限る。）と、旧告示第十八条第一項中「営業権に相当する額、連結調

整勘定に相当する額及び企業結合により計上される無形固定資産に

本の額をいい、「新所要自己資本の額」とは、新告示第十条第五項、第十八条第五項、第三十条第五項及び第四十一条第五項に規定する新所要自己資本の額をいう。

相当する額」とあるのは「のれんに相当する額（正の値である場合に
 限る。）、営業権（のれんを除く。）に相当する額及び企業結合又は
 子会社株式の追加取得により計上される無形固定資産（のれんを除
 く。）に相当する額（企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が
 正の値である場合の当該評価差額又は子会社株式の追加取得に伴う
 再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額に
 限る。）」と、旧告示第二十八条第一項中「営業権に相当する額及び
 企業結合により計上される無形固定資産に相当する額」とあるのは
 「のれんに相当する額（正の値である場合に限る。）、営業権（のれ
 んを除く。）に相当する額及び企業結合により計上される無形固定資
 産（のれんを除く。）に相当する額（企業結合に伴う再評価により生
 じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額に限る。）」と読み
 替えるものとする。

自己資本比率	所要自己資本の額
国内基準の連 結自己資本比 率	旧告示第一条の算式の分母の額に四パーセント を乗じて得た額、旧告示第三条第一項に掲げる 営業権に相当する額、連結調整勘定に相当する 額及び企業結合により計上される無形固定資産 に相当する額並びに旧告示第五条に定めるところ により控除されることとなる額の合計額から 旧告示第四条第一項第二号に掲げる額を控除し た額
国内基準の単 体自己資本比	旧告示第八条の算式の分母の額に四パーセント を乗じて得た額、旧告示第十条第一項に掲げる

自己資本比率	所要自己資本の額
国内基準の連 結自己資本比 率	旧告示第一条の算式の分母の額に四パーセント を乗じて得た額、旧告示第三条第一項に掲げる 営業権に相当する額、連結調整勘定に相当する 額及び企業結合により計上される無形固定資産 に相当する額並びに旧告示第五条に定めるところ により控除されることとなる額の合計額から 第四条第一項第二号に掲げる額を控除した額
国内基準の単 体自己資本比	旧告示第八条の算式の分母の額に四パーセント を乗じて得た額及び旧告示第十条第一項に掲げ

率	営業権に相当する額及び企業結合により計上される無形固定資産に相当する額並びに旧告示第十二条に定めるところにより控除されることとなる額の合計額から旧告示第十一条第二号に掲げる額を控除した額	国際統一基準の連結自己資本比率	旧告示第十五条の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額、旧告示第十八条第一項に掲げる営業権に相当する額、連結調整勘定に相当する額及び企業結合により計上される無形固定資産に相当する額並びに旧告示第二十一条に定めるところにより控除されることとなる額の合計額から旧告示第十九条第一項第三号に掲げる額を控除した額	国際統一基準の単体自己資本比率	旧告示第二十五条の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額、旧告示第二十八条第一項に掲げる営業権に相当する額及び企業結合により計上される無形固定資産に相当する額並びに旧告示第三十一条に定めるところにより控除されることとなる額の合計額から旧告示第二十九条第一項第三号に掲げる額を控除した額
率	る営業権に相当する額、企業結合により計上される無形固定資産に相当する額並びに旧告示第十二条に定めるところにより控除されることとなる額の合計額から第十一条第二号に掲げる額を控除した額	国際統一基準の連結自己資本比率	旧告示第十五条の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額、旧告示第十八条第一項に掲げる営業権に相当する額及び連結調整勘定に相当する額、企業結合により計上される無形固定資産に相当する額並びに旧告示第二十一条に定めるところにより控除されることとなる額の合計額から第十九条第一項第三号に掲げる額を控除した額	国際統一基準の単体自己資本比率	旧告示第二十五条の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額、旧告示第二十八条第一項に掲げる営業権に相当する額及び企業結合により計上される無形固定資産に相当する額並びに旧告示第三十一条に定めるところにより控除されることとなる額の合計額から第二十九条第一項第三号に掲げる額を控除した額

(株式等エクスポージャーに関する経過措置)

第十三条 (略)

2 前項の場合において、内部格付手法採用金庫は、当該エクスポージャーの発行主体による合併その他の組織変更又は株式の分割に起因

(株式等エクスポージャーに関する経過措置)

第十三条 (略)

2 前項の場合において、内部格付手法採用金庫は、当該エクスポージャーの発行主体による合併その他の組織変更又は株式分割に起因

因する保有株式の数の増加が生じる場合であつて、当該保有株式の数の増加が当該内部格付手法採用行による投資額の増加によるものでないときは、当該エクスポージャーを継続して保有しているものとして扱うことができる。

3・4 (略)

(未決済取引等に関する経過措置)

第十四条 (略)

2 (略)

3 信用金庫又は信用金庫連合会は、平成二十年三月三十日まで、新告示第八条、第十六条、第二十七条及び第三十八条の規定にかかわらず、有価証券等及びその対価の受渡し又は決済を行う取引に係る未収金について信用リスク・アセットの額を計上しなければならない。

(証券化エクスポージャーに関する経過措置)

第十五条 標準的手法採用金庫は、新告示第二百四十九条の規定にかかわらず、平成十八年三月三十一日において保有する証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額について、当該証券化エクスポージャーの保有を継続している場合に限り、平成二十六年六月三十日までの間、当該証券化エクスポージャーの原資産に対して新告示を適用した場合の信用リスク・アセットの額と旧告示を適用した場合の信用リスク・アセットの額のうち、いずれか大きい額を上限とすることができる。

する保有株式の数の増加が生じる場合であつて、当該保有株式の数の増加が当該内部格付手法採用金庫による投資額の増加によるものでないときは、当該エクスポージャーを継続して保有しているものとして扱うことができる。

3・4 (略)

(未決済取引等に関する経過措置)

第十四条 (略)

2 (略)

3 信用金庫又は信用金庫連合会は、平成二十年三月三十日まで、新告示第八条、第十六条、第二十七条及び第三十八条の規定にかかわらず、有価証券、コモディティ又は外国通貨及びその対価の受渡し又は決済を行う取引に係る未収金について信用リスク・アセットの額を計上しなければならない。

(証券化エクスポージャーに関する経過措置)

第十五条 標準的手法採用金庫は、第二百四十九条の規定にかかわらず、平成十八年三月三十一日において保有する証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額について、当該証券化エクスポージャーの保有を継続している場合に限り、平成二十六年六月三十日までの間、当該証券化エクスポージャーの原資産に対して新告示を適用した場合の信用リスク・アセットの額と旧告示を適用した場合の信用リスク・アセットの額のうち、いずれか大きい額を上限とすることができる。

(標準的手法における法人等向けエクスポージャーの特例に係る適用日前の届出) 第十六条 標準的手法採用金庫になろうとする信用金庫又は信用金庫連合会は、平成十九年三月三十一日前においても、新告示第六十一条第二項の規定により、同条第一項の規定を利用する旨の届出をすることができる。	
(抵当権付住宅ローンに関する経過措置) 第十七条 標準的手法採用金庫が平成十九年三月三十一日において保有する既存の住宅ローンについて新告示第六十三条の規定を適用する場合にあつては、同条第二号中「抵当権により完全に保全されていること」とあるのは、「住宅ローンの実行時において抵当権により完全に保全されていること」とすることができる。	(新設)
(別表第一) (略) (注) 粗利益配分手法においては、以下の要領に従うものとする。 1. 5. (略) 6. 粗利益の配分の手順は、理事会等の承認に基づき担当理事が責任を持つものでなければならぬ。 7. (略)	(別表第一) (略) (注) 粗利益配分手法においては、以下の要領に従うものとする。 1. 5. (略) 6. 粗利益の配分の手順は、理事会の承認に基づき担当理事が責任を持つものでなければならぬ。 7. (略)